

提出された意見の内容とそれに対する県の考え方

「第2次 山梨県口腔の健康づくり推進計画」(素案)

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
1	p 1 5 (2)現状と課題 p 1 7 (3)施策の方向性 【フッ化物応用に 関する意見】	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えます。	50	【修正加筆等意見反映】 むし歯予防の対策としてのフッ化物応用は、学的にすでに安全性・有効性が確立されており、WHO（世界保健機関）をはじめ日本においても厚生労働省、日本歯科医学会、日本歯科医師会、日本学校歯科医会等により認められています。また、厚生労働省より「フッ化物洗口マニュアル（2022版）」が発出され、文部科学省への情報提供がなされています。歯科口腔保健の推進に関する法律において歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発が地方公共団体の責務とされていますので、科学的根拠に基づく効果的なむし歯予防対策として、フッ化物の応用に関する正しい知識の普及啓発に一層努めて参ります。 なお、保護者の責任で行うべき、歯科医師のもとで実施すべき等のご意見をふまえ、「理解が得られるよう教育関係者、学校歯科医、保護者等に向けて情報提供を行い、関係者と合意の上、推進します。」と修正いたします。
2		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと、思うので、学校への導入には反対です。	2	
3		学校集団を対象にフッ化物をつかって指導を行うのではなく、歯科医師指導のもと個別に行うものである。	1	
4		フッ化物を学校で行うことを進めようとしているところが課題である。フッ化物の利用は保護者の責任において歯科医師の指示のもと行われるべきものなので学校で集団で行われるべきものではない	1	
5		フッ化物の利用は危険を伴うので、保護者の責任のもと、各自で行うべきことで、学校での集団実施は反対です。	1	
6		歯科医師指導のもと保護者の責任において個別に行われるべき集団を対象に行うことではない	1	
7		フッ化物の利用は保護者の責任において個別に行われるべきで、学校で集団として行うべきではないと思います。	1	
8		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもとで保護者の責任でやるべきだと思う。学校で集団で行ってほしくない保護者も多くいると思う。そのため行うべきではないと考える。	1	
9		フッ化物の利用は、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではない。歯科医師の指示のもと行われるものであるため、医師のいない学校では安全が保障されない。	1	
10		フッ化物の利用は歯科医の指示や保護者の責任において個別に行われるものであり、学校において集団を対象に行われることは避けていただきたいです。	1	
11		フッ化物の利用は歯科医師のもと個別に行われるべきです。扱いによっては、健康被害をもたらすものであるため、集団を対象として行うことは非常に危険だと感じます。	1	
12		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものである。	1	
13		フッ化物の利用は、歯科医師の指導のもと個別に行われるべきだと思います。学校等で集団を対象に行うべきではないと思います。	1	
14		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科衛生士指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校での集団を対象に行うべきものではない。	1	
15		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うことは難しいと思います	1	
16		フッ化物の利用は、定められた医師の指示のもと、行われるべきです。学校や公共の集団を対象に行うべきではないと考えます。	1	
17		虫歯予防におけるフッ化物の使用は否定するものではないが、それは歯科医師指示のもと保護者の責任において個別に行われるべきものであって、学校で集団を対象に行うべきものではない。	1	
18		フッ化物の利用は歯科医師の指示のもと、個別に行われるべきと思います。学校等で集団を対象に行うことには賛成しかねます。	1	
19		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において、希望者が歯科医院に向向いて行う等、個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うものではないと思います。	1	
20		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものなので、学校で集団を対象に行うべきものではないと思います。学校現場で行うのは反対です。	1	
21		フッ化物については、歯科医師の指示のもとでご家庭での判断で行うべきです。学校等で集団を対象に行うべきではないです。教員の仕事ではないです。	1	
22		フッ化物の利用は歯科医師の指示のもと、個人の意思で行われるものである。学校現場で集団を対象に行うべきではない。	1	
23		フッ化物を利用することは歯科医師のもと個別に行われるべきだと思います。学校など集団を対象に行うものではないと思います。	1	
24		フッ化物の利用は、歯科医師の指導のもと保護者の責任において個別に実施されるべきで、学校で集団を対象として行うべきものではないと考えます。学校でのフッ化物利用に強く反対します。	1	
25		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、そもそも歯科医師の指導のもと、各家庭において個別に実施されるべきもので、学校において集団で行うものではないと考えます。	1	
26		学校における集団でのフッ化物の利用は相応しくない。保護者の責任において、歯科医師の指示指導のもと個別で行われるべきものです。	1	
27		学校において「集団フッ化物洗口」によるむし歯予防の導入はしないこと。学校現場では薬品に頼らない保健教育を推進しているため、集団によるフッ化物洗口はすべきではないと考えます。あくまで保護者の責任において、個人のレベルで行われるべきだと考えます。	1	
28		フッ化物の効果はあるが、学校で集団で行われるべきではないと考える。歯科医師の指示のもと行われるべきものであり、保護者の責任者において、個別に行う方が良い。また、不必要な児童生徒、家庭への同意等を得る必要性を考えると課題がある。	1	
29		学校現場で集団フッ化物洗口をするには課題があります。本来、医師や保護者の責任で行うものを、一教職員に行わせるのは危険であるし、責任も取れないと考えます。よって、学校現場での集団フッ化物洗口には反対します。	1	
30		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任のもとで個別に行われるものだと思います。学校では、食後の昼休みも、何らかの活動時間に充てられたり、子ども自身の気分転換になる貴重な休み時間です。フッ化物を集団を対象にするべきことではないと考えます。	1	
31		虫歯予防としてのフッ化物の利用は歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきではないでしょうか？薬物を扱う以上、専門家にお任せをした方がよいですし、学校で集団を対象に行うべきでないと思います。	1	
32		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任において行われるものと考えます。学校での教職員の業務ではありません。学校で集団で行うことへの負担や責任が伴うことへの不安があります。この点について検討をお願いいたします。	1	
33		フッ化ナトリウムを含有する洗口剤は薬品であり、フッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものだと思います。学校において専門家でない教職員により、集団でフッ化物洗口を行うことは大きなリスクがあると思います。他県では、集団フッ化物洗口で事故が起きていることもふまえ、ぜひ慎重に議論をお願いしたいと思います。	1	
34		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医の指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではない。保護者の責任で、専門の医療機関で適切なフッ化物洗口を行うべきである。	1	
35		フッ化物の応用は、かかりつけ歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別対応で行われるべきものだと思います。様々な健康実態を抱える子どもが少なくない中、集団を対象に一斉に行うことで生じるリスクも懸念されるため、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えます。	1	
36		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別で行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではない。歯の健康という視点で歯磨き指導は必要であると考えますが、フッ化物については医師の指示のもと利用されるべきであり、学校における集団での利用は避けるべきである。	1	
37		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきではないと考えます。学校で集団で行うことは、教員の負担が大きすぎます。万一の事故が起こった場合には、責任も問われることになります。ぜひ、個々に歯科医で行っていただきたいです。	1	
38		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものではないかと思います。それを踏まえると、学校で、さらには集団を対象に行うべきものではないと考えます。	1	
39		学校現場への「集団フッ化物洗口」は絶対に反対です。どこの学校でも多様で複雑な多くの課題を抱えています。教員の多忙化が深刻な社会問題となっており学校で教員が担う業務の精選が行われている時、本来、歯科医師指示のもと保護者の責任において家庭で行なわれるフッ化物の利用を教員に行わせてはなりません。学校での集団フッ化物洗口実施に強く反対します。	1	
40		体質や発達状況等様々な子ども達に通っている学校では、現在個に応じた指導をととても大切にしています。安全性、有効性を考えた上で、フッ化物応用は学校等の集団の場で行うのではなく、保護者の責任で、各家庭で行うべきものだと思います。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
41		担任や養護教諭の責任がおもすぎると思います。フッ化物の利用は歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものだと思います。	1	
42		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではない。教員の働き方改革を進めるのであれば、業務を増やすべきではない。	1	
43		フッ化物の利用については、歯科医師指示の元、保護者の責任において個別に行われるべきということに賛成です。フッ化物の取り扱いの危険性を考えると、学校で集団を対象に行った場合、万が一何か間違いがあった時に、教員が責任を負うことは出来ないと思います。	1	
44		フッ素化物応用を学校で進めようとするところに違和感を感じます。確かにさまざまな家庭がありますが、学校で集団で行うのではなく、保護者の判断で家庭で行うのが適切であると思います。よろしくをお願いします。	1	
45		フッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと個別に安全に行われるべき。安全面から学校等で集団を対象に行うべきではない。また、フッ化物における体への害について発信している人もいて県内でもその講演会があり、保護者の中にはフッ化物洗口に否定的な方もいる。希望者対象であっても集団で行うべきではない。	1	
46		フッ化物を利用した虫歯予防は、歯科医師の指示により、保護者の責任において、個別に行われるべきものではないでしょうか。公教育の場である学校を利用して、集団を対象として一律で実施させようとする意図が理解できません。また関係者との合意の上で実施するとはありますが、関係者とは誰のことでしょうか。トップダウンで合意せざるを得ない状況をつくるのであれば、それは合意ではなく強制であり、当事者である子供や保護者、対応にあたる教職員の意向を、くんでいただけないのでしょうか。学校とは切り離して、歯科医師の指示のもとで、保護者の責任において、個別に実施されるよう、強く求めます。	1	
47		フッ化物応用の実施については、児童生徒の安全を守る観点からも、学校で集団として実施されるのではなく、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきだと思う。実際に対応しなければならない学校現場の声を反映してもらいたい。	1	
48		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、保護者の責任のもと個別に行われるべきであると考えます。	1	
49		フッ化物応用については、保護者の責任で歯科医師の指導のもと行うものであり、学校現場で行うものではないと思います。	2	
50		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行うべきものだと思います。	3	
51		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、かかりつけ医や歯科医師の指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で行うべきものではない。	1	
52		学校におけるフッ化物の利用は、安全面からみると、大変リスクがあると思います。歯科医師の指示のもと、個別に行われるべきだと思う。	1	
53		学校で歯磨き指導を行っているので、フッ化物の利用は歯科医師の指示のもと、保護者の責任にて個別に行われるべきものであると思います。	1	
54		フッ化物の利用は、医師の指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべき。	1	
55		フッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、個別に各家庭で行うべきだと思います。子供達が集団で生活する、学校で行うべきではありません。	1	
56		フッ化物の利用は保護者が責任において個別に行うべきだと思う	1	
57		フッ化物の使用は歯科医院で個別で行うべきものです。学校では希望者と希望しない子どもを分けることや、時間の確保が難しいです。フッ化物の集団使用の働きかけは行わないようにしてください。	1	
58	p 1 5 (2)現状と課題	フッ化物の利用は学校での指導ではなく、歯科医の指示のもと保護者の責任で行われるべきものだと思います。学校では医療品の使用にも制限があり、体内に摂取するものはより注意が必要です。学校での集団指導は行うべきではないと考えます。	1	
59	p 1 7 (3)施策の方向性	学校現場での虫歯予防としてのフッ化物応用が具体的にどのようなものであるのかわからない中で、進める前提の文言に不安感を感じます。歯科医師指示の下、保護者の責任において個別に行われるべきものであると考えます。	1	
60	【フッ化物応用に 関する意見】	フッ化物自体の安全性についてはまだまだ議論の余地があると思うので、学校現場にフッ化物が持ち込まれることに懸念がある。虫歯予防としてのフッ化物利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものであると考えます。	1	
61		フッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものです。学校は集団生活のため、保護者の責任を持たず生徒が勝手に使用してしまう可能性があるため、行うべきものではないと思います。	1	
62		フッ化物の応用自体は良いことですが、それは、歯科医師の指示と保護者の責任のもと個別に行うべきものです。また、歯磨きがおろそかになるような行動は、歯周病のリスクが高まり、一生の歯科衛生や健康に大きく悪影響を与えるものですので反対です。よって、保護者への啓蒙として学校関係者への情報提供を行うことは構いませんが、実施はリスクが高すぎるため反対です。	1	
63		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、「歯科医師」の指示のもと「保護者」の責任において個別に行われるべきものである。学校で一律に行うものではないと思われる。	1	
64		フッ化物の利用は、保護者の責任において個別で行われることであり、歯科医師の指示のもと、行うべきものであると考えるため、学校現場で行うものではないと考える。	1	
65	フッ化物の利用は歯科医の始動のもと行ってください。学校現場には不必要です。	1		
66	虫歯予防としてのフッ化物の利用は、保護者の責任において歯医者などの専門家による指導のもと、行われるべきであって学校で行うことは難しいと思われます。	1		
67	フッ化物の利用は、医師の指導の下保護者が責任を持って任意で行うべきだと思う。学校現場に導入には断固反対します。	1		
68	学校関係者が、フッ化物せんこうに関わることはやめ、歯科医師のもと個人で行うべきものである。	1		
69	フッ化物を学校で行うことに反対します。子供の安全面を考えれば、保護者の責任のもとかかりつけ医で実施すべきものだと思います。	1		
70	フッ化物の利用は学校でやるべきものではないので、保護者の責任であるべきと考えます。	1		
71	虫歯予防のためのフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任で行って欲しいと考えます。	1		
72	虫歯予防のフッ化物利用は保護者の責任のもと、家庭で行うべきであると考えます。	1		
73	フッ化物の利用は、歯科医の指示で実施すべきものであり、素人である教諭ではできない。	1		
74	フッ化物利用は個人の責任において行うべきだと思う	1		
75	保護者の方の責任のもとで利用したほうが良いものに感じます。	1		
76	保護者の責任で行われるべき	1		
77	学校の業務では無いのに、それを義務化するのをおかしい。保護者の責任で行うことが求められると思います。	1		
78		「学校関係者等に向けて情報提供を行うとともに十分な協議を実施し、関係者と合意の上、実施するよう周知」 上記「該当箇所」の内容を読むと、フッ化物の利用を学校で集団実施することが行われるのではないかと危惧します。フッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではありません。このような医療的な業務は、本来、学校教職員の行うべき業務ではありません。また、安全面への配慮の必要性、時間的な制約等を考えた上でも、現在の業務過多が問題となっている学校に持ち込むことにより、本来の業務への支障をきたします。集団への実施の場として、学校での実施という形が安易に選択されることがないよう、十分な検討が必要です。	1	
79		フッ化物の応用について、学校での薬品の使用には課題があると考えます。フッ化物については、個人で歯科医院等での塗布や家庭での歯磨き剤の使用等で勤めていくことが望まれます。	1	
80		薬剤の使用については、学校で行うことには不安がある。保護者の判断で行うのが良いのではないか。	1	
81		学校で集団で行うことは、薬品の管理や事前準備、洗口者の確認と安全管理など、教員に新たな業務が加わることになります。本来教員が行うべき業務ではなく保護者の責任において行われるべきだと思います。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
82		現状、昼休みには学校の様々な活動があり、児童生徒の安全を確保するのが難しいです。フッ化物の管理、目が行き届くのかなど、現状の学校教育に導入するのは難しいと思います。ビルド&ビルドで学校でやればよいというものではありませんし、各家庭の判断、責任で行ってもらい、文書等で案内を出すだけでよいと思います。	1	
83		学校で集団で行うことは、薬品の管理や事前準備、やる人の確認、その後の健康観察等の教員の新たな業務を課すことになります。そして、それは本来教員が行うべき業務ではありません。ふっ化物の利用は、集団ではなく、保護者の責任において個人のレベルで行われるべきものである。	1	
84		フッ化物は、劇物にあたる聞いていて、確かな安全性が確認されていないものは学校では取り扱えないと思う。フッ化物の利用は、保護者の責任において個別に行われるものなので、学校で行うものではないと思う。	1	
85		口腔の健康維持に対するフッ化物の有効性は認められているところのようですが、学校で児童生徒用に洗浄液を安全に保管、使用するのにはあまりにも負担が大きいのとおもいます。使用の判断は各家庭に委ねるとともに、フッ化物による洗口は医師の指示、立ち会いのもと行っていただきたいと考えます。	1	
86		フッ化物の応用については、本来家庭で実施すべきことと考えます。学校で集団で行うことは、薬品の管理や事前準備、洗口者の確認、その後わの健康観察等の教員に新たな業務を課すこととなります。フッ化物の利用は、保護者の責任において個人のレベルで実施していただけますよう強くお願い申し上げます。	1	
87		学校現場において、フッ化物洗口を集団で行うことは、事前準備や健康観察はもちろん、薬品管理、児童の体調確認などの業務を行わなければならない。薬品に頼らない保健教育を推進している面からも、利用すべきではない。保護者の管理責任のもと、家庭で行うなど、個人の判断で実施すべきものである。	1	
88		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者において個別に行われるべきだと思う。教員は現状、昼休みもとれないでいるが、そこにフッ化物洗口が行われても、その場についている余裕はないです。また、薬物を校内に置いておく危険も考えると怖いです。	1	
89		フッカ物を学校で使用するには反対です。誤飲など事故が起きたら大変です。薬品を利用するので、保護者の責任のもと歯科医の指導を受けて行うべきです。子供の安全のためを考えたご対応をお願いします。	1	
90		フッ化物応用については、安全性は確認されているのでしょうか。事故が起きた場合の責任の所在はどこになるのでしょうか。保護者が歯科医へ連れて行って保護者の責任でフッ化物洗口なりフッ化物塗布なりをすることがよいと思います。	1	
91		学校では、薬に頼らない教育を進めている。また、フッ化物洗口は、家庭の判断で、歯科医等で行われるべきであり、学校全体として取り組む必要はないと考える。	1	
92		薬に頼らない教育を進めるべきです。虫歯予防は学校教育ではなく、保護者の責任の下、家庭の判断で行うべきものと考えます。	1	
93		学校現場では、薬品に頼らない保健教育を推進しています。また、薬品の管理、準備、実施等、フッ化物の利用は、保護者の責任のもと行われるべきものと考えます。よって、学校でのフッ化物応用の導入は、やめていただきたいと思います。	1	
94		フッカ物を学校で行うことに反対。薬に頼らない歯科保健教育を行うべきフッカ物応用は、子どもたちの安全面からも、保護者の責任のもと、かかりつけ医でおこなうべき	2	
95		フッ化物を学校で行うことに反対です。薬に頼らない歯科保険教育を行うべきだと考えるからです。また、フッ化物応用は、子どもの安全を考えても、保護者の責任のもと、かかりつけ医が行うべきだと思います。	1	
96		薬に頼らない歯科保健教育が望ましい。フッカ物応用は、子どもたちの安全面からも、保護者の責任のもと、かかりつけ医でおこなうべき	1	
97	p 1 5 (2)現状と課題 p 1 7	むし歯予防効果の大きいフッ化物応用を教育…とありますが、学校現場では、フッ化物応用を行わずとも、むし歯は減少しており、また、薬物にたよらない日々の歯みがき指導や食育で培っていきたいとおもいます。また、フッ化物の利用は、保護者の責任において、歯科医師が行うものであると考えます。教育現場で行うことは、山梨県が目指す子どもたちとあっているのでしょうか？実際に洗口をしたあと、水も飲めない状況を学校で作るのは、本来学校で行うべき姿なのではないでしょうか。疑問です。	1	
98	(3)施策の方向性	虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべき。計画に反対しているわけではなく、学校で行うことが課題だと思います。	1	
99		計画に反対ではありませんが、フッ化物の利用は、学校で進めるのではなく、保護者の責任において、個別に行われるべきだと思います。	1	
100	【フッ化物応用に 関する意見】	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではない。計画に反対する訳ではなく、フッ化物応用を学校で進めようとしているところが課題である。	1	
101		フッ化物を否定するわけではありません。しかし、学校での導入には課題があると思います。保護者の責任においてやるべきことであり、集団を対象で行うことではないと思います。また、このことを導入することで、さらに養護教諭の負担が多くなります。緊急事態と重なることもあり他の教員が代わりにやっていくこともかなり負担です。ぜひ実施の見直しを検討していただきたいです。	1	
102		教育現場は現在多忙化を極めています。その中でフッ化物洗口の準備や実施を行うことは、子どもたちの事故につながる恐れがあり、安全を確保することができません。学校現場でのフッ化物洗口の実施には課題があると考えます。フッ化洗口を行いたい子どものご家庭は、保護者の同意の元、専門機関で行うべきだと考えます。	1	
103		フッ化物の利用は歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものであり、学校で集団を対象に行うべきものではない。学校現場は現状の業務だけでも大変多忙であり、そこにさらに業務が増えるとなるとより良い教育課程は行えなくなってしまう。	1	
104		フッ化物は、歯科医での対応をお願いします。学校現場への導入は、時間的にも働き方改革的にも教員の負担が大きく、何かあった時の責任も取れません。今でさえ、昼休憩が全く取れない現状であるのでこれ以上の多忙化にならないよう、歯科医と保護者の責任での実施をお願いします。	1	
105		劇薬であるフッ化物を学校という薬物に関して素人である集団に扱わせるのはとても危険です。歯科医等が来ても、多くの人間に一度に対応することはできず、必ず教員任せの部分が出てきます。それでは未来を担う子どもの命、健康を守ることに逆効果となってしまいます。また、ただでさえブラックと叫ばれ、人員が不足している学校だと事故のリスクが高まります。だから学校においてフッ化物の応用を行うことに反対します。しかし、フッ化物の応用が虫歯予防に効果があることは理解できるので、県や市町村がクーポン等を発行し、保護者の責任のもと、歯科において適切に行われることが最善だと考えます。学校で集団で実施させてコストカットするのではなく、大切だと思うことにはお金、時間をしっかりかけるべきです。	1	
106		フッ化物を使用した洗口という、薬品を使用した医療行為を学校が子供達にさせることは大変危険に思います。また、その管理や指導を新たに行うことで、学校現場の先生方の業務を増やしてしまうこととなります。保護者の責任で、各家庭で行うならまだしも、それを学校が強制してはならないと思います。	1	
107		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、学校で集団として行うべきものではなく、各家庭で保護者の責任で個別に行うものだと思います。教員の働き方改革が叫ばれているなか、新たな負担を強いることにもなります。学校で多くの児童生徒が薬品を口にすることへの不安は保護者としても感じる方は多くいると思います。	1	
108		一斉実施に伴う安全確保の困難さを考えると、担任の先生をはじめ、教職員にかかる負担は大きなものだと考えます。フッ化物洗口については、医師の指示のもと、保護者の責任の中で行われるべきだと考えます。	1	
109		むし歯予防としてのフッ化物について、歯科医院にて各家庭の判断で行うものであり、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行うべきものなので、歯科医師や歯科衛生士ではない学校の教員、養護教諭の立場で行うことは本来の職務ではなく、適切ではないと考えます。また、希望する生徒に個別に対応することを想定すると、対象者の把握や安全な実施など、山積する業務のなかで、教員の多忙化解消に逆行するものもあり、実施可能だとは思えません。以上の理由から、学校におけるフッ化物の導入は支持できません。	1	
110		虫歯予防を目的とした学校現場でのフッ化物洗口の利用は不適切であると考えます。フッ化物洗口は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものであるため、学校で集団で行うべきものではない。また、養護教諭の負担も非常に大きなものになってしまうと考えます。	1	
111		学校でのフッ化物応用に反対です。フッ化物応用は、あくまで医師の判断のもと、家庭や病院で行われるものです。多忙化極める学校現場への導入は、子どもたちの事故へとつながる恐れがあります。	1	
112		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者のせきになんにおいてこべつ「行われるべきもので、学校で集団で行うべきものではない。働き方改革が叫ばれるなかで教員の仕事を増やすのも疑問である。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
113		学校でのフッ化物洗口を経験したことがあります。学校教育の日常の現場の中で、安全に実施させる難しさがありました。人数が少ない学校でさえ、薬品の取り扱い、誰が実施するか確認作業、実施後の水分補給等の行動管理など、多忙化にさらに拍車がかかり、精神的時間的負担も大きいです。コロナ禍を経てさらに厳しいものがあります。安全に実施できる場で、保護者の責任で、実施されるべきものだと考えます。	1	
114		学校では薬に頼らない歯科保健教育を行い、正しい知識の普及啓発に努めています。児童生徒保護者の理解も深まり効果を上げています。ポピュレーションアプローチとしてフッ化物応用を挙げていますが、子どもたちの中にはアレルギー体質の子や過敏な体質の子もいます。フッ化物応用はかかりつけ医の指示の元、保護者の責任において、個別に適切な環境下で行われることが求められます。子どもたちの安全のために学校への導入は避けていただきたいです。よろしく願います。	3	
115		フッ化物の使用は歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべき物なので学校で集団で行うべきではないと思う。劇薬を使用するのでアレルギー対応など学校教員の業務が増え、多忙化を促進することとなる。また、フッ化物洗口の後、一定時間水分が取れないことから運動をさせることができないなど学校の活動を制限することとなる。	1	
116		様々な体質のある子どもたちに、学校で集団でフッカ物洗口することに反対です。保護者の管理のもと、かかりつけ医で行うものだと思います。	1	
117		フッ化物応用についてあげられていますが、アレルギーが心配です。そのため、医師による指示かつ保護者の責任で実施すべきかと考えています。子どもたちの安全のためにも、学校への導入は避けて頂きたいです。よろしく願います。	1	
118		虫歯予防としての、フッ化物の利用は歯科医師指示のもと保護者の責任において個別に行われるべきもの、学校で集団を対象に行うものではないです。複数の多様な児童生徒がいて、対応できる教職員の数や、時間制限のある中、学校で集団で行う事ではないです。	1	
119		上記の該当箇所には、フッ化物応用に取り組めるように、理解を得られるよう、教育関係者に働きかけ、情報提供を行うとともに十分な協議を、と記述があります。学校において、児童生徒の口腔の健康はとても大切です。私も教育に関わる者ですが、毎日歯磨き指導をしています。虫歯予防にフッ化物を応用することで高い効果が出ることは聞いていますが、学校という集団の中で行うことに対しては疑問が残ります。現状の歯磨き指導で充分だと考えますし、本来フッ化物洗口は、保護者の責任で歯科医師の指導があつてのものではないでしょうか。子どもも保護者も多様化する現状を考えても、フッ化物洗口に対する考え方は各家庭で違います。その面からも、学校で取り組むのではなく、各家庭等で個別に行うことが望ましいと考えます。素案の該当部分の見直しをお願いしたいです。	1	
120		学校では、薬に頼らない歯科保健教育を行なっています。保護者の理解も深まり効果をあげています。子どもたちのなかには、アレルギー体質など過敏な子がいます。フッ化物応用はかかりつけ医の指示の元、保護者の責任において個別に適切に行うことが求められます。子どもたちの安全のためにも学校への導入は避けていただきたいと思ひます。	1	
121		学校では薬に頼らない歯科保健教育を行っていると聞いています。様々な体質を持つ子どもたちに対して、学校でフッカ物応用を行うことは危険です。子どもたちの安全のためにも、保護者の責任のもと、かかりつけ医にて行うよう、要望いたします。よろしく願います。	1	
122		子どもたちが抱える問題は多様化複雑化しており、それら一つひとつと向き合うためにかなりの時間と労力が必要になっている。それに加えて、人手不足や働き方改革など教職員の働く環境に関する問題も山積している。その中で、学校現場にフッ化物応用が導入されることは、現場の実態にそぐわないと感じる。むし歯予防としてのフッ化物利用は、歯科医師の指示の元、保護者の責任において個別に行われるべきものであり、学校現場で集団を対象に行うものではないと考える。	1	
123		フッ化物応用について学校関係者等に向け情報提供とありますが、学校ではなく各家庭への働きかけをすべきだと思います。学校には今さまざまな配慮を必要としている子どもが多く在籍しています。学校では到底対応できません。保護者の責任で各家庭において行うべきものだと思います。	1	
124	p 1 5	フッカ物を学校で行うことに反対です。フッカ物応用は、アレルギー体質の子もおり、安全面からも、保護者の責任のもと、かかりつけ医で行うべきと考えます。	1	
125	(2)現状と課題	フッ化物の利用は安全や体調においても危険のものなので、保護者の責任でしていただく方向でお願いをしたい	1	
126	p 1 7 (3)施策の方向性	フッカ物応用については、保護者の責任のもと、かかりつけ医で行うべきです。児童の体調管理を把握できる保護者が同伴することが基本だと思います。予防接種と同様に、学校で行うのではなく、個別での対応をよろしく願います。	1	
127	【フッ化物応用に 関する意見】	学校での集団でのフッ化物の利用はリスクが伴います。フッ化物の利用は歯科医師の指示の元、保護者の責任において行われるべきものであり、学校集団として取り組むべきものではないと考えます。誤飲や濃度の調整などの専門的な知識のない教員の手で行うことで、事故に繋がることが想像できます。学校における口腔指導は、日々の歯磨き指導で十分であると考えます。	1	
128		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えます。現在では、学校においての予防注射の集団接種は行われておらず、保護者の責任において、それぞれ医療機関で行っています。フッ化物洗口もそれと同様と考えます。学校における学習時間の確保においても、重要な観点であると思ひます。また、学校において、教職員による児童への薬の服用は禁じられています。フッ化物洗口は児童自身のみでの実施は難しく、教職員の手が入ることになります。それは、薬の服用と同じです。以上のことから、学校でのフッ化物洗口の導入には、大いに課題があると思ひます。	1	
129		フッ化物の取り扱いを学校ですることの問題がある。もし、万が一があった場合、責任を学校が負うことになる。それは、過去の集団予防接種と同じ事態を招くことに繋がりがかねない。虫歯予防に関するフッ化物の塗布は、保護者の責任のもと、病院において実施すべきと考える。学校は教育機関であつて、健康管理機関ではない。	1	
130		フッ化物洗口は、歯科医師の指示のもとで、保護者の責任で行われるべきものだと考える。学校に歯科医師や歯科衛生士が派遣され、学校は場所を貸すだけで責任は一切取らない形にできないのなら、学校でやるべきではない。そもそも保護者が歯科医院にて歯科医師に依頼して行うべきもの。学校現場では歯磨き指導をしている。薬品を使用するなら教育関係者ではなく保護者の啓発を進めるべき。保護者の意識が変わり、進んで歯科医院に行くような取り組みをしてください。	1	
131		フッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で行うべきではないので、『山梨県口腔の健康づくり推進計画』に【教育関係者】をいれるべきではないと、強く反対します。	1	
132		フッ素を使つてのむし歯予防は効果があると言われてはいるが、それを学校で一斉にというやり方には強い違和感を感じます。家庭で行うべきことと考えます。口腔の健康づくりを県としてすすめるなら、学校では教育的な部分、洗口の実施は家庭の判断で行うべきこととして明確に区別することが本来だと考えます。	1	
133		学校現場で歯磨き指導は、年に数回行われている。フッ化物の利用は、学校ではなく医師の指示で、保護者の理解のもと、個別に必要なに応じて行うべきだと思う。	1	
134		フッ化物応用について文章がありますが、もし集団フッ化物洗口を学校で行うとなると、専門家でもない教員から子どもたちが使用させられるということがとても恐ろしいことだと思います。私の子供が事故にあわないとは言いきれません。保護者が望む場合のみ、フッ素塗布などを歯科医院にて行い、ぜひ学校の中でフッ化物応用を行なわないよう、この文章の修正をのぞみます。	1	
135		本来家庭の判断、責任ですすめることではないのでしょうか。実施数の底上げのために、教育の場を使用することに疑問が残ります。実施している市町村もあると聞いていますが、負担があり、また実施については人員も必要とのこと。取り組みは家庭への啓発に留めておくべきではないかと思ひます。	1	
136		学校でフッ化物応用を集団で行うのは、様々な課題があり、無理だと思います。また、齲歯を持っている児童生徒が減っているので、あえて学校で集団はしなくても良いと思ひています。学校はあくまでも教育の場ですから、フッ化物が必要と感じる保護者は個人的に病院で行うべきです。	1	
137		フッ化物洗口はむし歯予防に効果的であると歯科などでできますが、家庭の判断で、歯科医院で受ければ良いとおもひます。フッ化物応用に取り組むために教育関係者に情報提供したり、実施する必要はないです。	1	
138		学校において、薬剤を使用したむし歯予防を実施することには反対です。フッ化物応用は、かかりつけの歯科医の監督の元、歯科医院においてすべきです。	1	
139		学校ですることだけでなく各家庭の責任においてすることが、安全である。歯科医のもとその指導によってなされることだと思う。	1	
140		学校で一括してフッ化物を使用するのに反対です。フッ化物の塗布を希望する人は個人で対応すべきだと思います。	1	
141		学校でのフッ化物応用については反対です。希望がある人は個人で対応すればいいと思ひます。	1	
142		フッ素は学校ではなく、個人の責任でした方がいいかと思ひます。どうしても推進していくなら、市でクーポンを出すなどの方法だと、保護者にも喜ばれると思ひます。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
143		計画全体については賛成です。しかし、学齢期の施策としてのフッ化物応用については「学校現場での導入」について反対です。昨今の学校現場の置かれている状況の中、安全に実施することが困難であることが予想されるからです。保護者の監督のもと実施されるべきものだと考えます。	1	
144		学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯みがき指導や食育などの保健教育で培っていくものです。むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきであり、学校で集団を対象に行うべきものではありません。	39	
145		学校における、歯と口の健康づくりは、日々の歯磨き指導や食育などの保健指導で培っていくものである。フッ化物の応用は、学校で集団で行うものではなく、専門家の指示のもと、保護者の責任でされるべきものである。	1	
146		学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯みがき指導や食育などの保健指導で培っていくものであり、むし歯予防としてのフッ化物の利用は、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行われるべきものではないと考えます。学校でフッ化物応用を進めることには課題があります。	1	
147		歯と口の健康づくりは、日々の歯磨きや食育指導で培われていくものであると考えます。また、フッ化物の使用は、歯科医師のもとで、家庭の判断によって行われるべきものであり、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えます。	1	
148		歯と口の健康は、歯磨き指導や食育などで行なっていくものであると思います。虫歯予防としてフッ化物の利用は、歯科医師の指導が必要であり、学校教育で行われるべきものではなく、保護者の判断により行われるべきものであると考えます。よって、学校でのフッ化物利用を反対します。	1	
149		学校では、毎日給食後に歯磨き指導を行っています。薬品ではなく、食育を通して、虫歯予防に努めるべきだと考えます。また、本来は家庭での判断もの、歯科医師の指導を通してフッ化物洗口を行うべきです。学校で統一して、集団で行うべきものではありません。学校での集合洗口に、断固反対いたします。	1	
150		学校における「歯と口の健康づくり」の指導は、日々の歯磨きや食生活などの生活習慣について、こどもに考えさせながら指導すべきことであると考えます。フッ化物を利用しての虫歯予防は、歯科医師の指導のもと、保護者の責任で家庭で実施すべきことだと考えます。	1	
151		○学校においては、日々の歯磨き習慣の定着やブラッシング指導など保健教育を通して身につけていくものである。 ○そもそもフッ化物を利用しての歯予防は、歯科医の指示のもと、保護者の責任において、個別に行うもので、学校で集団対象にやるべきではない	1	
152		学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯みがき指導や食育などの保健教育で培っていくものであり、むし歯予防としてのフッ素化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきであるもので、学校で集団を対象に行うべきではないです。	1	
153		学校における「歯と口の健康づくり」は日々の歯みがき指導や食育などの保健教育で培っていくものです。学校では学年の実態に応じた歯科指導を行っています。むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではありません	1	
154		学校での『歯と口の健康づくり』は、歯磨き指導などの保健教育で培っていくものであり、むし歯はピーク時の1/4に減少している。むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師のもと、保護者の責任で個別に行われるべきものであり、学校での集団を対象にすべきものではない。	1	
155	p 1 5	学校においての、歯と口の健康づくりは日々の歯みがき指導や食育などの保健教育で培っていくものです。むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものです。学校で集団を対象に行われるべきものではありません。学校は教育の場であって、医療の場ではありません。	1	
156	(2)現状と課題 p 1 7	学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯みがき指導や食育などの保健教育で培っていくものです。学校は教育の場であり、フッ化物応用などの薬品を用いた一斉の処置は、そぐわないと考えます。むし歯予防としてのフッ化物応用の利用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきです。学校で集団を対象に行うべきものではありません。	1	
157	(3)施策の方向性	学校教育とフッ化物応用は、全く切り離して考えるべきものであり、この文章表現では、あたかも学校でフッ化物応用に取り組むように受け取れます。学校教育では歯磨き指導に重点を置いていますし、フッ化物の使用は歯科医の指導により各家庭で行えば充分だと思えます。この項目の施策と方向性は是非考え直していただきたいです。	1	
158	【フッ化物応用に 関する意見】	学校における『歯と口の健康づくり』は日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものなので、学校での集団フッ化物洗口を導入することには課題があると思います。虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきでないと思います。	1	
159		学校現場では、日々の歯磨き指導や食育などの保健指導を通じて、歯の健康についての学習を推進している。それに加え、フッ化物の利用についての指導を、学校において集団で行うことは、時間的、安全面、予算的にも難しいと考える。学校の責任下において行うのではなく、各家庭において、歯科医師の指示のもと、必要に応じて利用していくべきものとする。	1	
160		フッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと行われるべきもので、学校にその薬品が入ってくることは、問題であり、危険も伴います。また、学校現場の状況を考えるとその時間の確保に加え、水分補給ができなくなるなど、子どもたちへの影響も多く考えられます。歯と口の健康づくりは、保健教育を中心に進めていくものと考えます。	1	
161		虫歯予防として、フッ化物を利用することは悪いことではないと思うが、学校で集団を対象に行うものではないと思う。学校においては、日々の歯磨き指導で歯と口の健康づくりを行っていくものだと思う。フッ化物の利用は、歯科医師の指導のもと、保護者の責任において個別に行ってほしい	1	
162		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、保護者ととともに歯科医院で行うべきだと思います。学校での保健教育は、日々の歯みがき指導や食育など日常生活で自分で行うことができるようサポートしていくものだと思います。	1	
163		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、学校で集団に対して行うものというよりは、保護者の責任のもと個別に行われるものであると感じます。学校では日々の歯磨き指導等の保健教育で歯と口の健康について指導していきたいと思います。	1	
164		むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行われるべきものではないと思います。また、学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯みがき指導や食育などの保健教育で培っていくものであると考えます。学校での集団フッ化物洗口は、以上の点から導入はしないよう要望します。	1	
165		学校における歯と口の健康づくりは、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものであるし、虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもとで、保護者の責任のもと個別に行われるものです。学校で集団で行われるべきものではないはずで、学校でのフッ化物対応については反対です。	1	
166		学校では、毎日の歯みがき指導や保健指導において、歯と口の健康づくりに努めている。むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において、個別に行われるものです。学校で集団で行うべきものではありません。	1	
167		学校における歯と口の健康づくりは、日々の歯磨き指導や保健教育で培っていくもの。虫歯予防のためにフッ化物の利用することについては、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行うことが安全で安心。	1	
168		フッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものであると考えます。学校では、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていきたくと考えます。	1	
169		学校における虫歯予防の指導は、歯磨き指導や食育で行うものであり、フッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任において個別に、行うべきであると思う。	1	
170		学校における歯と口の健康づくりは、日常の歯磨き指導などの保健教育で培っていくものであり、フッ化物の使用は各家庭とかかりつけ歯科医とのやりとりの中で行っていくものである。	1	
171		学校における歯の健康教育は薬物でなく、歯磨き指導や食育などで培っていくものであります。虫歯予防としてのフッ化物の利用は保護者の責任で家庭で行われることが望ましい。	1	
172		学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯みがき指導や食育などの保健教育で培っていくものであるから、学校での集団フッ素化物洗口はしないことを要望します。	1	
173		学校における歯と口の健康づくりは、歯磨き指導や食育などであると思う。フッ化物の応用を学校という集団で取り組み、支援していくものではないと思う。	1	
174		学校における歯の健康教育は、歯磨き指導や食育などで培っていくものである。薬物であるフッ化物の利用は、保護者の責任で家庭で行われることが望ましい。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
175		学校では、生涯を通じて自分自身で健康管理ができるよう、ブラッシングや歯肉の観察、食育等を行っている。フッ化物の利用については、保護者が判断し、医療機関で個別に行うべきだと思う。	1	
176		歯磨き指導や食育は保健教育で培っていくものである。また、フッ化物の利用は保護者の責任かで行われるべきだと思う、学校で集団を対象に行うべきではない。	1	
177		学校における歯と口の健康作りは、保健教育で培っていくもので、むし歯予防のためのフッ化物利用は、医師の指導の下保護者の責任で個別で行うべきである。	1	
178		日々の歯みがき指導や食育などの保健教育で培っていくもの。学校で集団を対象に行うべきものではない。	1	
179		学校における歯磨き指導は、食育や保健教育で培っていくものなので、学校の中で集団として行うべきでないと考えます。	1	
180		学校における歯と口の健康づくりは、日々の歯磨き指導などの保健教育で培っていくものであり、学校で集団でフッ化物を行うべきではない。	1	
181		学校における「歯と口の健康」は、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくべきものであることを意見として提出します。	1	
182		むし歯予防は、学校では日々の歯みがきや歯科指導、食育教育を通して成果が出ています。フッ化物の応用については、保護者の責任のもと個別に医療機関を利用するべきで、学校で集団を対象に行うべきではないと思います。	1	
183		学校では日々、歯磨き指導を行なっている。フッ化物の利用は保護者の責任のもと、利用の判断をしてもらうべきものだと考えるため、学校で集団を対象にして行うべきではないと考える。	1	
184		口腔の健康について、学校においては教育現場であるため、保健教育で培っていくもの、学校で集団的に行うものではなく、医師の指示のもと、保護者の責任において行うものだと考えます。	1	
185		学校でのフッ化物応用について反対します。学校における指導は日々の歯磨きや食育などの保健教育で培うものです。フッ化物応用については保護者の責任に置いて行うものだと思います。	1	
186		歯科医の指示のもと、個人的にフッ化物を使用するのは良いと思うが、学校や集団に取り入れて実施する事は、よくないと思う。日々の歯磨き指導等を、定着させるべきだと思う。	1	
187		時代に逆行している。日々の歯磨き指導を大切にすべき。フッ化物の利用は歯科医師のもと、保護者の責任において個別に行われるべき。	1	
188		児童生徒におけるむし歯の状況については、各学校での歯磨き指導や歯や口の健康に関する指導で改善しつつあることを実感している。コロナ禍ではあったが、各学校での歯科に関する取り組みは継続していたことを理解していただきたく思う。フッ化物応用は、保護者の責任の下、希望者が個別に行うべきものであり学校現場に取り入れるものではない。	1	
189		・虫歯予防のために、フッ化物洗口を進めること自体は、その効果から良いことだと思います。しかし、それは、保護者の責任において、歯科医の指示で行うべきものだと考えます。学校で集団で行うことは、実施率を上げるために手取り早い方法なのですが、本来、学校が担うべき教育活動には含まれないと考えます。学校では、現在行っている歯磨き指導等を継続して、歯と口の健康づくりに取り組むことが本筋だと思います。 ・現在の学校には、様々な特性を持つ児童生徒がいます。様々な考えを持つ保護者がいます。そのような状況下で、一律に、フッ化物洗口を行うのは無理があります。本来の教育活動ではない部分で、児童生徒や保護者との関係が損なわれることは避けたいです。	1	
190		むし歯予防のフッ化物使用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任で行うものであると考えます。学校は歯科教育を充実させて、きちんとブラッシングができるなど、予防に努められる子どもたちを育てることが役割だと思います。	1	
191		山梨県の子どものための「歯と口の健康」に対する取り組みありがとうございます。P17の施策と方向性についてですが学校における「歯と口の健康づくり」は長い健康生活の土台として歯みがき指導や食育などの保健教育で培っていくものと考えます。むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うものではないと考えます。ぜひ見直しをお願いします。	1	
192	p 1 5 (2)現状と課題	歯と口の健康づくりは日々の歯磨き指導で培っていくもので、学校教育というよりも家庭での教育だと思われます。したがって一律学校という公的な場で行う必要はありません。個人の判断で必要であればやる、という選ぶ権利を保障すべきです。よろしく申し上げます。	1	
193	p 1 7 (3)施策の方向性	学校において児童生徒のむし歯予防は日々の歯みがき指導をはじめ健康教育で取り組まれています。フッ化物の利用は、かかりつけ歯科医師の指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきで、保育園・学校等で集団を対象に行うべきものではありません。	1	
194	【フッ化物応用に 関する意見】	学校において「歯と口の健康づくり」は、日々の歯磨き指導などの健康教育で培っていくものです。フッ化物の利用は集団でするものではなく、保護者の責任において、歯科医が行うものと考えています。ですから、学校で集団を対象に行うべきではありません。	1	
195		学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯みがき指導などの保健教育で培っていくものであると考えます。フッ化物の利用は、学校で集団で行うべきものではなく、歯科医師指示のもと、保護者の責任において行われるべきものだと思います。『むし歯予防効果の高いフッ化物応用に取り組めるよう教育関係者、学校歯科医、保護者に』の中の『教育関係者』は除いていただけますよう、意見提出いたします。よろしく願いいたします。	1	
196		児童生徒に対しての「フッ化物応用」に関してですが、学校では毎日のはみがき指導や食育などの保健教育によって歯と口の健康づくりを進めるべきで、フッ化物洗口などのフッ化物応用は学校に持ち込まないでほしいです。フッ化物応用は歯科医師の指導のもと保護者の責任において個別に行うものだと思います。学校に取り入れてしまうと、保護者や子どもは「やらなくてはいけない」と捉えてしまったり、やる人・やらない人と希望を取ったとしても、その人を選別して間違いなく安全に実施することはとても大変です。個人の選択の自由や安全管理の上でも、ぜひ個別に保護者に任せたいです。	1	
197		学校での集団フッ化物洗口を導入するには課題があると思います。学校における口腔の健康状態に関する指導は、歯磨き指導や食育のような、日々の生活習慣を確立するようなものであると思います。フッ化物の重要性も理解している上で、だからこそ保護者の責任のもと、専門の先生からの処置を受けるべきであると考えます。口や歯という、生涯にわたって健康を保つべき重要な部位であるからこそ、専門的な処置を正しく行うことに重きを置いた判断をお願いしたいです。	1	
198		フッ化物洗口を学校現場で行うことは、現状の教育現場からして大変困難です。虫歯予防は保護者の責任において行われるべきであり、教職員や学校で責任を負うべき事項ではないはずですが。また、フッ化物の洗口を主に健康づくりではなく、歯磨きの指導を十分に行い、個々で対応すべき問題であると考えます。働き方改革改革の視点においても、これ以上現場にやらなければならないことを要求されると、生徒の健康を管理する立場として管理が行き届かない懸念が出てきてしまいます。安心安全の観点から導入をぜひやめていただきたいです。	1	
199		むし歯の予防は、ブラッシングや毎日のケア、定期的に保護者が歯科を受診し、メンテナンスを行うことが大切だと思います。フッ化物応用はかかりつけの、歯科医の指示のもと保護者の責任で行われるべきです。	1	
200		フッ化物応用における口腔健康づくりは、学校での働き方改革に相反したものの。また、安全面での適切な指導は教職員ができるものではない。学校ではなく、歯科医等で医師による指導のもと、保護者責任で行うものである。	1	
201		・学校で行うことは、教育的視点で取り組むことか基本です。歯と口の健康づくりは、日々の歯磨き指導や食育などの健康教育で培っていくものと考えます。 ・フッ化物応用は、歯科医の指導のもと、保護者の責任において個別に行われるものではないでしょうか。学校現場で集団で行うことに大きな不安と疑問を感じます。また、「健康格差の縮小」を目的の1つとするなら、子供を主体におく教育の場でなく、家庭事情のフォローや保護者への対応が可能な福祉の場で個別対応が充実することを望みます。	1	
202		フッ化物応用については、薬剤の取り扱いになるため、かかりつけ医の指導のもと、保護者の庇護下において、各家庭にて実施されるべきものと考えます。健康格差の縮小は、ここ数年のむし歯の減少をみても、現在の歯科指導で十分技術的な効果はでていていると思います。一生みがき続ける必要がある歯の健康についてのお話なので、薬剤ではなく、みがくスキルの向上を全員がしっかりと獲得できるような施策の考案を引き続きお願いしたいです。	1	
203		学校において集団でフッ化物応用(洗口)を実施することは反対です。むし歯予防としてのフッ化物の利用は、それぞれの保護者の責任においてかかりつけ等の歯科医師の指示のもとで行われるべきものであると考えます。それを学校という場所で集団を対象に行うには、子どもの安全確保への不安、薬の準備や配布・指導をはじめ実施のために必要な時間の捻出、劇薬の管理等に対する不安や精神的な負担などリスクと課題があまりにも多いです。現状、それらの課題やリスクを克服して実施できるような余裕(人力的や時間的など諸々において)は現場にはありません。また、学校においては日々の生活習慣や歯みがきの指導、食育などの保健教育で歯と口の健康づくりを実施していくべきだと考えます。フッ化物応用の活用で健康格差の縮小を図るのであれば、学校とは切り離された場、安全を確保できる状況で個別に行われるべきだと思います。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
204		学校での口内の健康づくりは日常における歯磨き指導や食育等の保健教育を通して培うものである。虫歯予防としてのフッ化物は学校単位で行うものでなく、保護者の理解と決定のもとであくまで個別に行われるべきものである。	1	
205		児童生徒の歯の健康づくりは、家庭、地域、学科がそれぞれの役割を担うことが大切です。学校では、はみがき指導、保健指導を行なっています。ですので、学校での集団フッ化物洗口は必要ありません。フッ化物応用は、保護者が付き添い、歯科医の指導のもと行う形が重要です。家庭と医療関係者が行うべき事柄を学校になわせることは、安全が脅かされ、子どもの学校生活の貴重な時間を奪い、教職員の多忙化を大きくします。そこで、学校での集団フッ化物洗口は、反対です	1	
206		学校現場でのフッ素洗口の実施は、望ましくないと考えます。学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯磨き指導や食育を通じて培っていくものです。むし歯予防としてのフッ化物利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えます。また、学校現場は多忙であり、洗口液の作成や子どもの見守りに十分な時間、人員を確保することが難しい現状があります。実際に洗口液作成ミスの事故も過去に起こっていることを踏まえ、十分な安全性が確保できない以上、学校で集団で実施することは望ましくないと考えます。	1	
207		学校での集団フッ化物洗口には反対します。学校での集団フッ化物洗口は、安全の確保が難しく、教職員の業務ではありませんので反対します。多忙化の職務の中で、学校での集団フッ化物洗口は負担増になりますので反対します。学校では、食育、歯磨き指導を行っているので、集団フッ化物洗口はいりません。	1	
208		虫歯予防の高いフッ化物の応用は、確かにその通りだと思いますが、学校現場での取り組みをすることには反対です。学校では虫歯にならない歯磨きの指導を行い、習慣化を目指しています。フッ化物を利用した取り組みは教育ではなく医療行為と考えます。医療行為は、個人で行うべきで、学校現場で行うべきではありません。教員ができる指導の幅を超えていると考えます。今現在、学校では教員の多忙化が叫ばれています。このような取り組みが始まってしまったらさらにやることが増え、予想できないトラブルも起こってしまうかもしれません。児童の安全面を考えても、こちらの素案には賛成できません。フッ化物洗口は、家庭かまたは歯医者からの指示のもと行うべきです。よろしくをお願いします。	1	
209		むし歯予防としてのフッ化物洗口の効果は、素晴らしいと思いますが、学校における『歯と口の健康』は、毎日の食育や歯磨き指導を通して培うものです。多忙な教職員がフッ化物洗口を行うことは、多忙化に拍車をかけることとなります。フッ化物洗口を希望する家庭では、かかりつけの歯科医の元で行うことで、充分対応できるため、学校での実施には反対です。	1	
210		学校におけるむし歯予防や口腔の健康づくりは、医薬品に頼らず、日々の歯磨き指導や食育などの保健指導によって、培われていくものです。また、フッ化物による予防は、保護者の責任において、歯科医指導のもと安全になされるものと考えます。教育現場での実施は、教員が多忙化のなか実施するべきものではなく、今の状況では、事故が起きかねません。教育現場でのフッ化物応用は、学校で集団で行わないようお願いします。	1	
211		学校における歯と健康作りは日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものである。 ①虫歯予防としてのフッ化物の利用は歯科医師指示の元保護者の責任で個別にやるべきだ。学校で集団で行うべきで無い。 ②このような取り組みの導入は学校の多忙化につながるの反対です。	1	
212	p 1 5 (2)現状と課題 p 1 7 (3)施策の方向性	フッ化物の応用について、意見を述べます。学校での集団フッ化物洗口の導入には反対です。なぜなら、学校におけるむし歯予防は、日々の歯みがき指導や食育など保健教育で培っていくものであり、フッ化物の利用は歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で学校の集団を対象に行うべきものではないからです。現在、教職員は多忙を極めており、フッ化物の応用に当たっては事前準備、洗口者の確認、健康観察、児童生徒への対応、報告書への記入など管理職、担任、養護教諭は細心の注意を払わねばならず、負担が大きくなります。また、洗口液を誤飲してしまわないか、洗口液の希釈濃度を間違えてしまわないかなど、フッ化物の応用に当たっては、精神的な負担も増加すると思われまます。実際に集団フッ化物洗口で事故が起きており、学校現場でそのような事故が起きたときには、学校の責任が問われることがあります。多忙化が叫ばれている中、新たに教職員に本来担うべき業務でないことを担わせるには負担が大きいのではないかと思えます。子ども達にとっての大切な休み時間も奪うこととなります。以上のことから、フッ化物の応用について、強く反対します。	1	
213	【フッ化物応用に 関する意見】	学校におけるはと、口の健康づくりは、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくというのが基本の考えです。虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものであり、学校で集団を対象に行う必要はないと考えます。また日々の多忙や教員不足により、フッ化物応用を学校で行う際には、それを見守る教員がいません。フッ化物応用を行う際の安全対策も十分に取れません。以上のことを踏まえ、学校での集団フッ化物選考を導入することには多くの課題があると捉えております。	1	
214		学校では歯みがき指導や食習慣に関する指導など、予防に関する教育をすでに行っております。学校は、教育課程に基づいて教育活動が実施されており、今は教員の多忙化が問題視されています。そのような中、学校での集団フッ化物洗口を実施される場合には、職員に身体的、精神的負担がさらにのしかかることが考えられます。また、実施後に体調不良を訴える児童生徒の報告や、アレルギー反応の懸念もあり、子ども達の安全を守るという観点からも、フッ化物の使用は、保護者の同意のもと、歯科医師の管理下で実施されますよう、お願いいたします。また何か学校に働きかけがあります場合には、教職員の声を聞いていただけますよう、重ねてお願い申し上げます	1	
215		学校での「歯と口の健康づくり」は、日常における歯みがきの指導や食育、歯科校医による指導など、保健教育によって培われていく物であるとする。そのため、フッ化物洗口については、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるものであり、学校で集団を対象に行うべきものではない。学校現場は、人手不足や働き方改革など、多くの課題を抱えている。それに加え、フッ化物の取り扱いや管理など、医療的な行為を教員が行うことは大きなリスクが伴うのではないだろうか。児童生徒にとって、より安心安全な学校生活を送ることができるようにするためにも、上記の内容に意見する。	1	
216		虫歯予防のためのフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任において個別におこなわれるべきです。学校では、医療行為にあたることはできないし、多忙な学校現場で管理の必要な薬物を扱うことは大変危険であると考えます。学校での虫歯予防は歯の磨き方や口の衛生、食育などフッ化物などの薬物を使わず、保健教育で児童の歯の健康意識を高める方法がよいと考えます。	1	
217		・学校の歯科教育は日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものであり、薬品に頼るものではない。 ・むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任で個別に行われるべきである。学校で集団を対象に行うべきではない。	1	
218		・学校でのフッ化物使用には反対です。むし歯予防としてのフッ化物の利用は歯科医師の指示のもとに、保護者の責任で個別に実施してほしいです。 ・学校では、給食後の歯みがきだけでも、時間に追われあわただしい中で実施しています。そのような状況の中で薬品（フッ化物）を使うことは、事故につながる危険性が憂慮されます。 ・今後も学校においての「歯と口の健康づくり」は、日々の歯みがき指導や保健指導で培っていくものと考えます。	1	
219		学校における歯と口の健康づくりは日々の歯みがき指導や食育などの保健教育の中で培っていくものであり、学校においては薬に頼らない保健教育をすすめていくべきと考えます。むし歯予防としてのフッ化物の利用は歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので学校で集団を対象に行うべきものではありません。また、フッ化物は劇薬であり、薬剤師等の専門職がない場での使用は万一誤飲や希釈ミスがあった場合、体への影響が心配されます。このことから、学校での集団フッ化物洗口を行うことは避けた方がよいと思います。	1	
220		学校における歯と口の健康づくりは、薬に頼らず歯みがきや食育等の保健教育で培っていくものだと考えます。そして、フッ化物の利用は、保護者の責任において実施されるべきものであり、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えます。集団フッ化物洗口の教育現場への導入について強く反対します。	1	
221		フッ化物の利用は保護者や児童生徒本人が理解したうえで、必要と考えるのであれば、保護者の責任で行うものであり、フッ化物のような薬品利用について、アレルギー等の観点から学校からすすめるべきものではないし、学校現場で利用するべきものではない。学校では、薬品利用ではなく食生活の習慣や歯みがき指導など児童生徒の意識化、習慣化をはかる教育を行っていくべきと考えます。	1	
222		学校関係者と協議し、合意の上実施とあります。どのような形で実施するのかわかりませんが、学校という教育活動の場で、教育活動でないものを集団に対して薬品を使って行うことのないようにしていただきたいです。学校では日常の歯磨き指導や保健指導、食育などで培うものだと考えます。また教員の多忙化と負担増も懸念されます。フッ化物の利用は保護者の責任のもと個別に行われるようお願いしたい。	1	
223		学校でのフッ化物応用については反対します!むし歯予防としてのフッ化物の利用は歯科医師の指導のもと、保護者の責任で行うことであり、学校で集団で行うことではない。歯肉炎が増加するなかで、薬物でのむし歯予防ではなく、学校では日々の歯磨き指導や食育で教育していくことを推進したい。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
224		学校では薬に頼らない教育を進めている。学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯磨き指導などの保健教育で培っていくものである。虫歯の予防としての、フッ化物の利用は歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきであると考え。学校で集団で行うべきものではない。	1	
225		学校における、歯と口の健康づくりは日々の歯みがき指導や食育などの保険教育で培っていくものであり、薬に頼らない保険教育を進めていく。虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではない。	1	
226		フッ化物洗口を学校で行うことについて反対の立場でご意見させていただきます。歯の健康づくりは日々の歯磨き指導で培っていくものであると捉えています。フッ化物が危険な物ではありませんが、薬に頼らない指導をしていきたいです。また、働き方改革の視点から教育現場で行う 必然性のないものを教員が行うべきではないと思います。	1	
227		学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものであり、薬に頼らない指導で健康増進を図ることが良いと考えます。虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと保護者の責任下で個別に行われるものであると考えます。	1	
228		学校における歯と口の健康づくりは日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものであり、薬に頼らない指導をしていったほうがよい。また、フッ化物の利用は学校で行うものではないと思う。	1	
229		学校現場では薬品に頼る指導ではなく、歯磨き指導や食育などで対応していくべきだと考える。フッ化物応用においては、各家庭の判断で個人で取り入れていくべきだと思う。	1	
230		薬品に頼る指導ではなく、歯磨き指導や食育で指導していくべきである。フッ化物洗口については各家庭の判断で取り入れるべきだと思う。	1	
231		学校における歯の健康教育は薬物ではなく、歯みがき指導や食育などで培っていくものである。むし歯予防としてのフッ化物の利用は、保護者の責任で家庭で行われることが望ましい。	1	
232		学校における歯の健康教育は、薬物ではなく歯磨き指導で培っていくものである。むし歯予防としてのフッ化物の利用は、保護者の責任で行われることが望ましい。	1	
233		フッ化物応用について言及している箇所がありますが、学校での歯と口の健康づくりは「生涯にわたる健康づくり」の基礎を培う保健教育であり、子どもたちの実践力を育んでいくことが大切です。適切な歯みがきと食習慣や生活習慣の改善を実践していくことで「自分の体は、自分で気をつけ、大切にすれば応えてくれる」という実感を得ることができるのではないのでしょうか。そういった教育が学校現場では望ましいと思います。	1	
234		学校は教育の場です。様々な家庭の児童生徒が生活しています。学校における「歯と口の健康づくり」は日々の歯みがき・生活習慣指導や食育などの保健教育で培っていくものと考えます。口腔全般の健康が生活習慣病等全身に与える影響が大きいことは周知のことですが、児童生徒が生涯を通じ「歯と口の健康」に関心を持ち、習得した知識を日々実践していくためには、教育現場での継続した指導が重要だと思います。学校で得た保健指導の知識は一生の宝になると思います。むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指導のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えます。様々な体質・既往を持つ児童生徒が集団生活を送っている学校で、医薬品を用いたむし歯予防は必要でしょうか。今、医療は個人が信頼できる医療機関で選択し受けるものだと思います。フッ化物を利用するかどうかは保護者が責任を持ち個別に行われるべきものと考えます。	1	
235		学校における歯と口の健康づくりは、日々の歯みがき指導や食育などの保健教育で培っていくものである。子どもたちに、自分の歯や口の中を観察させたり、むし歯や歯周病などの原因を考えさせたりすることで、適切な歯みがきと食習慣を学ばせることが学校現場では望ましいと考える。フッ化ナトリウムを含む洗口剤は薬品であるため、保護者の責任において個別に行われるべきであり、学校で専門家ではない教職員が行うことには大きなリスクが伴うと思う。	1	
236	p 1 5 (2)現状と課題 p 1 7	P15 (2)について 学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯みがき指導や口腔全般における保健教育、また、食育教育など適切な支援や情報提供をまず行っていく必要があると考えます。子どもたちがこれから描いていく人生の中で、口腔衛生と健康について子どもたち自身が自分で考えて、意識をして実践していけるような素地を築いていくのが学校教育が示すべき方向性でとても大切なことです。今回の震災後の行動にしても、口腔衛生について公教育でどれだけの基礎知識を得ることができていたのか、公教育の果たす役割は大きいものがあると思います。	1	
237	(3)施策の方向性	P17 (3)について むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと保護者の責任において個別に行うことが望ましいことで、集団で行うべきものではないと考えます。	1	
238	【フッ化物応用に関する意見】	薬事法で「劇薬」と分類される薬品を日々の多忙な職務以外に取り扱うことの心身の負担は計り知れません。命に関わる事故が起きる前に、学校での集団フッ化物洗口は中止していただきたいです。学校における歯と口の健康づくりは、日々の歯磨き指導や食事指導などの保健教育で培っていくものだと思います。	1	
239		フッ化物の応用についての意見です。学校現場では歯と口の健康づくりは保健教育や食育で培い、教職員は多忙で心身への負担が増加すると考えられます。また集団フッ化物洗口では、事故が起こることが懸念されています。以上の3点の理由から、フッ化物の応用に対して反対です。	1	
240		学校における歯と口の健康教育は薬物ではなく歯磨き指導や食育で培っていくものである。虫歯予防としてのフッ化物の利用は学校現場ではなく、保護者の責任で家庭で行われることが望ましい。また、学校で取り入れて事故が起きた場合などの責任の所在も踏まえ、最悪の事態が起きたとき学校で責任を負うのか？また、児童生徒個人の体質はそれぞれあり、医療資格を持っていない教員が医薬品を利用して指導した際の危険性も考慮すべきである。学校での集団で行うべきではない。	1	
241		むし歯予防としてのフッ化物利用は、歯科医師の指導のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものだと考えます。学校において集団で行うと、思わぬ事故につながる危険があると思います。事故があつてからでは遅いです。保護者の監督のもと、歯科医院でフッ化物の塗布を行うことで十分ではないでしょうか。今後さらに、保護者への啓蒙を推進していけば良いと考えます。学校では、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で「歯と口の健康づくり」を進めていけば良いと考えます。	1	
242		学校における歯と口の健康づくりは、日々の歯みがき指導や食育などの保健教育で培っていくものです。薬物を使用してのむし歯予防は必要ありません。むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきです。学校で集団を対象に行うべきものではありません。また、フッ化物洗口には、フッ化ナトリウム等を含有した医薬品が処方されるため、副作用がともなう場合があります。子どもたちの様々な体質（アレルギー疾患）等によっては、命に係わる思わぬ症状を発症することが危惧されます。学校の教育活動での安全管理が問われる大きな問題です。実際に集団フッ化物洗口での事故も起きています。学校教育の中で実施していくことは、薬物を使用した予防教育ではありません。これらのことをふまえて、断固として反対します。	1	
243		「学校関係者と・・・実施するよう周知します。」については、小中学校現場でフッ化物応用を実施するとの内容でしょうか？学校における歯科保健教育は、日々の生活における歯磨き指導や食育指導で行うものであり、薬物を使用する教育ではありません。アレルギーなどの多様な体質やその日の健康状態によっては、薬物は危険性もあります。う歯予防におけるフッ化物の利用は、かかりつけの歯科医師の指導のもと、保護者の責任において実施されるものであり、学校で行うことには大きな不安と危険性が伴うと思います。よって、(3)の施策の方向性から学校は除外していただきたい。フッ化物応用の目標値80%は、現状値がない中、どこから出た数値なのか明確ではない。これにはかかりつけの歯科医等でのフッ素塗布やフッ素入り研磨剤などの数値が含まれているのか、目標の中身を教えてください。	1	
244		学校における「歯と口の健康づくり」は日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものです。虫歯予防としてのフッ化物の利用は効果があると思いますが、歯科医師指示のもと保護者の責任において個別に行う方が的確で確実です。定期的に歯科医にかかることで、家庭全体での口腔健康管理にも繋がり、生涯の健康意識の高まりにも繋がるとおもいます。また、学校での薬剤購入、管理や取り扱いなどにも不安が残ります。安全かつ確実に取り扱えるのでしょうか。フッ化物を有効に利用し、口腔衛生を効率的に行うには歯科医受診時に公欠扱いにするとか、保健適用外なら受診補助をするなど環境づくりで歯科医師にかかりやすくしてはどうでしょうか。フッ化物洗口を学校で集団を対象に行うべきではないとおもいます。	1	
245		学校における、むし歯予防や歯と口の健康づくりは、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくことで、生涯における健康維持へと繋がっていくと考えます。予算がとれるのであれば、各年齢に推奨される歯ブラシを定期的に支給することにより、口腔の衛生への意識を向上させるという取り組みが、良いのではないのでしょうか。むし歯予防より歯肉炎予防の取り組み強化が急務だとおもいます。フッ化物等、薬品を使用するような取り組みは、個々の家庭の責任において行う必要があるとおもいます。	1	
246		むし歯予防としてのフッ化物応用は歯科医師の指示の元、保護者の責任において行われるべきものであると考えます。そのため、学校関係者への働きかけをすることを施策として載せてあるのは少し違う気がします。また、むし歯予防に対して学校で取り組む場合は、日々の歯磨き指導や食育活動を中心に現在もやっているため、フッ化物応用を取り入れる必要性はあまり感じません。	1	
246		フッ化物の利用は、学校等の集団で行うべきではないと考えます。学校で普段行っている歯磨き指導で十分であり、フッ化物洗口は歯科医の指導のもと、個別で行われるべきです。学校職員の負担も大きいと思います。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
247		学校現場において、集団でフッ素洗口を実施することには反対します。学校は教育現場です。歯磨き指導や食育等とおして口腔衛生の教育をしていくべきだと考えます。安易に薬をしようし、予防をすることは教育ではありません。フッ素洗口など、フッ化物応用については、保護者の責任のもと行われるべきものであると思います。また、学校現場はとても多忙であり、現在は働き方改革が進められています。フッ化物応用は学校職員が行う職務の範疇を超えています。働き方改革の面からみても現在の流れから逆行しています。学校において集団でフッ素洗口を行うことは絶対に反対です。	1	
248		・フッ化物利用が悪いこととは思いませんが、学校での集団フッ化物洗口の導入には賛成できません。理由として、①学校における歯と口の健康づくりは、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培うべきものであること、②むし歯予防としてのフッ化物利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきではない。 ・フッ化物洗口を勧めてくださった歯科医から、フッ化物洗口は夜寝る前に実施することが1番効果的であると聞いたことがあります。もし、学校などで行われるのであれば、日中の実施であり、学校現場では、マンパワーがないと思います。（教職員不足や過重な時間外勤務、メンタル面の病気など、学校現場ではいろいろ課題があるとニュースなどで聞きます。）学校現場で確実に実施されるかわからない現状なので、効果的な方法としては、集団で行うのではなく、保護者の監視の下、確実に夜行うことがよいと思います。学校などにお任せすることは、保護者の意識の低下につながると思います。また、集団の場では、子ども一人一人をよく見られないと思います。歯科保健に有効であるという、学校現場で薬を使用することは、先生方も神経を使い、負担になると思います。先生方は本務に専念し、歯科保健学習や指導などを行い、そこまですることはないと考えます。薬を使用するならば、かかりつけの歯科医をもち、その歯科医の指導のもと、保護者の責任で、効果的に実施することが本来の姿であると思います。 以上のことから薬物を学校で保管し日常的に使用することのリスクや教職員の負担についてもぜひ考慮していただき、本来の職域を超えることがないよう本素案について再考をお願いしたいと考えています。	1	
249		フッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、個別に行われるべきです。保育園、学校等で集団を対象に行うべきではありません。	30	
250		フッ化物の利用は、医師の指示や家庭の判断で行ない、保育園や学校での集団を対象におこなうことにならないようにお願いします	1	
251		虫歯予防におけるフッ化物の使用は、保護者と医療機関と相談した上で行われるものだと思います。学校で集団で行うものではないと思います。	1	
252		虫歯予防としてのフッ化物の利用は保護者の責任において、歯科医師と相談した上で、個別に行われるものではないでしょう。学校で集団で行うものではないと思います。	1	
253		フッ化物の利用は歯科医師の指示のもと個別に行われるべきです。保育園、学校等で集団を対象に行われるべきではないと思います。現場の声を第一に聞いてほしいと思います。	1	
254		フッ化物の利用は歯科医師の指示のもと個別に行われるべきものです。保育園や学校など集団を対象に行うべきではない。また、働き方改革で業務の削減をするなか、更なる負担増の要因にもなりうる。	1	
255		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、保護者の責任において、歯科医師と相談した上で行われるものであると思います。集団で行う危険性、何かあった時の対処や責任、学校での負担等も鑑みると、学校で集団で行うことは不適切であると思います。	1	
256		子どもへのフッ化物の利用は、保護者が責任の上に歯科医師と相談し、個人で行うものだと思います。予防接種を学校で行わないように、フッ化物の利用も、学校で集団で行うものではないと思います。	1	
257		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、保護者の責任において、歯科医師と相談した上で、個別に行われるべきものだと思います。学校で、集団で行うものではないと思います。	15	
258		フッ化物の利用は、本来、歯科医師の指示の下、個別に行われるべきものである。保育園、幼稚園、認定こども園・学校等で、集団を対象に行うべきものではないと考えます。	1	
259		フッ化物の利用は歯科医師の指示のもと個別におこなわれるべきこと。学校保育園等で集団を対象におこなうべきではない。	1	
260		日々の歯磨き指導や食育などは学校教育でとします。しかし、フッ化物応用については、保護者の判断で主治医と相談して保護者の判断で病院で行うべきだと思います。学校には、アレルギーのお子さんや様々な疾患の子どもたちの対応があります。親が知らず間にアレルギーを持っている場合もあります。学校で危険のリスクを上げる行為をするべきではないと思います。	1	
261	p 1 5 (2)現状と課題	フッ化物の利用は、専門的知識のある歯科医師の指導のもと個別に行われるべきだと考えます。保育園や学校等で、集団を対象に行うことは、先生方の負担にもなります。然るべき場所・機会を利用して行うべきだと思います。	1	
262	p 1 7	乳幼児期、学齢期におけるフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと個別に行われるべきです。一斉の実施では安全性が確保できません。保護者の責任のもと、歯科医にて行うことが適切です。	1	
263	(3)施策の方向性	フッ化物の集団塗布は必要でしょうか？歯科医師による個別の洗口の方が、安全だと思います。学校現場での管理上の問題や、フッ素におけるアレルギー反応への対応など、子を持つ親として疑問に思っています。保育園や学校現場でのフッ化物洗口はやめてください。反対します。	1	
264	【フッ化物応用に 関する意見】	計画に反対するわけではないが、フッ化物応用を学校で進めようとしている部分が課題であると考え	2	
265		私は、(第2次 山梨県口腔の健康づくり推進計画)自体に反対している訳でなく、また、フッ化物自体に否定している訳でもありません。しかし、教育を行う学校現場で実施するものではないと考えます。児童の安全を第一に考え、授業の準備や子どもたちとの対応に追われている教職員の本来の業務ではないと考えます。	1	
266		計画には反対していませんが、教員の負担等が増えてしまうので、フッ化物洗口を学校で行うことは辞めた方がよいと考えます。	1	
267		学校は、いろんな児童生徒がいます。学校で、集団で行うフッ化物洗口には、反対します。歯みがきや食育によって、歯科保健教育を進めていきたいです。	1	
268		フッ化物がむし歯予防効果の高い方法であることは理解します。しかし、学校での集団フッ化物洗口には反対です。学校は、学校保健安全法で定められている通り、心身の健康の保持増進について必要な教育を行う中で、歯みがき等についても指導を行っています。様々な考え方の保護者や児童生徒がいる学校で、フッ化物を教員が取り扱うことは、適切ではないと考えます。	1	
269		様々な体質の児童生徒がいる中で、医薬品を用いての虫歯予防は危険が伴うと考えられる。学校で行うのはやめるべきだ。	1	
270		学校は歯科ではありません。保護者の多様性や教育内容、安全面などを踏まえても、学校現場で行う必要はないと思います。専門的な知識と技能をもち、適切な環境を整えた歯科医師が各医院で、保護者のニーズを考えて行う方が、より良い予防や治療に繋がると考えます。	1	
271		学校にフッ化物洗口を行わせることに反対します。私は小学校の教員です。身延町に勤めていた時に、フッ化物洗口をさせることを経験しています。現場の教員は物理的にも精神的にも大きな負担を感じていました。昼休みにフッ化物洗口をさせていたのですが、準備から行わせるまでの手間や目を離せないことなど事故なく安全に行わせるために毎日神経を使いました。また、洗口の後、30分水を飲んではいけないという事で、そのことにも注意をはらって子どもを見ていなくてはなりません。働き改革が叫ばれ、それだけでなく教員のなり手が足りない今、学校でのフッ化物洗口の導入の検討は、それに逆行することだと思います。	1	
272		わざわざ学校でやるような内容ではない。学校の多忙化や教職員の不足などさまざまな問題があるいま、わざわざ行う必要があるのか疑問である。誤飲の問題などあるのでほんとうに行うのであればその対応ができるスタッフをその都度派遣するなどの準備が必要だと感じられる。	1	
273		学校でのフッ素化合物洗口を導入することについて、学校で集団で行うことにより午後の体育に影響が出るなど、問題がある。各家庭で行うこともできると思うので、集団を対象にやる必要はないと思います。	1	
274		学校現場は教育を行う場であり、フッ化物洗口は教職員の業務ではありません。フッ化物洗口によって、子ども達の授業時間は削られ、口腔内の違和感から、何度も水道場に行くなど、授業に集中できなくなります。また、教員は、フッ化物洗口の希望を保護者にとったり、通知を出したり、薬の準備、配布、指導など、多忙化につながります。授業の準備や子ども達と関わる時間が減ります。フッ化物洗口を学校に取り入れることは、子ども達の学びの保障を脅かし、教職員の本来の業務への支障をきたすものと考えます。	1	
275		フッ化物洗口はあくまで各家庭で行うことであり、学校での集団フッ化物洗口は、教職員の業務ではないので、反対します。	1	
276		学校での集団フッ化物洗口は安全の確保が難しく、業務外にもなります。多忙化の職務の中で負担増にもなるので反対します。	2	
277		学校での集団フッ化物洗口には、反対します。学校では安全の確保がむずかしく、教職員の業務ではありませんので反対します。また、学校では食育、歯磨き指導を行なっているので集団フッ化物洗口はいりません。	1	
278		学校でのフッ化物洗口に反対です。本来は家庭で判断して行うべきであり、学校現場で集団で行うものではないと思います。	1	
279		個人で行うことには、問題はありますが、学校で行うごとに反対です。なぜなら、教職員の業務ではなく、児童生徒が安全にできたか見守る必要があり、精神的にも時間的にも、とても負担がかかります。それに、働き方改革と言われていることに反しているからです。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
280		私は、学校ではフッ化物洗口をするべきではないと考えます。学校現場は、教育を行う場であり、フッ化物洗口は教職員の業務ではないと考えます。また、フッ化物洗口の準備や実施によって、子どもたちと関わる時間が減ったり、授業の時間が削られたりしてしまう可能性も考えられ、教育的観点でも課題があると考えます。さらに、フッ化物洗口の実施による事故も考えられ、その責任を学校が負うという点も教職員に更なる負担を与えることになると考えます。以上から、学校でのフッ化物洗口の実施に反対します。	1	
281		学校での集団フッ化物洗口には反対します。安全の確保が難しく、教職員の業務ではありません。学校では食育、歯磨き指導を行っているので、集団フッ化物洗口は必要ありません。	1	
282		学校関係者に働きかけるとありますが、学校での集団フッ化洗口の導入には反対です。教職員の多忙化が課題の中で、業務ではないフッ化物洗口をすることは、時間的にも精神的にも負担が大きくなります。	1	
283		学校におけるフッ化物応用では「集団フッ化物洗口」も対象になるかと思えます。学校でフッ化物洗口を行うことは、薬品に管理、洗口者の健康観察など、本来教員が行うべき業務ではないことを、教員が行うことになります。生徒の安全、教員の働き方改革など様々な観点から、フッ化物応用は学校へ導入することに反対です。	1	
284		学校現場では薬品に頼らない保健教育を推進しているという観点や本来教員が行うべき業務ではないと考えるため、この案に反対する	1	
285		教職員は多忙であり、働き方改革からも、教職員が担うべき業務ではないと思えます。学校でのフッ化物洗口を実施しないことを求めます。	1	
286		担任が行わなければならない業務ではなく、責任がおおきれない。昼休みには行わなければならない業務ができなくなる	1	
287		学校における集団フッ化物洗口の導入につながるような記述があり、大変危惧しています。学校現場の多忙さはかねてから報道されているとおりです。その中本来教員が担うべき業務ではないフッ化物洗口をする余裕はありません。また、洗口液を飲んでしまわないか、希釈濃度を間違えてしまわないか…などの精神的負担も増加します。学校では薬品に頼らない歯科保健教育を推進しています。フッ化物などを使用したケアはプロである歯科医師に、保護者同伴と許可のもとお願いしたいです。	2	
288		子どもたちには薬に頼らないで自分の歯を大切にしたいです。毎日の丁寧な歯磨きを家庭でも学校でもさせたいです。また、学校で薬を使うことには反対です。子どもたちの安全を考えると、保護者の判断で歯科で行うべきものだと考えます。	1	
289		フッ素化合物を学校を学校で行うのは危険なので、個人的に歯科医院で行うことが望ましいと思えます。学校での実施に反対します。	1	
290		フッ化物洗口の効果は否定しません。が、「学校現場で一律に導入」には反対です。フッ化物は、薬品です。その応用については個人の判断で行われるのが筋かと思えます。義務でないものについて、学校が窓口、実施の場となることに違和感があります。さらに、教育現場にフッ化物洗口を導入することは、学校への大きな責任、負担となります。教育現場における「虫歯予防教育」は、薬品に頼らずにも行うことができるため、学校における「集団フッ化物洗口」には、反対です。	1	
291		フッ化物を学校で行うことに反対。学校では、薬に頼らない歯科保健教育を行うべきであるとする。	2	
292		学校現場で薬品に頼らない保健教育を推奨しているため、学校において集団フッ化物洗口による虫歯予防は行うべきでない。事故が起きたら、誰が責任を取るのですか。働き方改革に逆行しています。	1	
293		確かにフッ化物のポジティブな効果があるのかも知れませんが、現在学校現場では薬品に頼らない保健教育を推進しているため、学校において「集団フッ化物洗口」によるむし歯予防は行うべきではないと思えます。	1	
294		学校現場では薬品に頼らない保健教育を推奨している。フッ化物洗口には、フッ化ナトリウム等を含む医薬品がつかわれるため、副作用がともなう場合がある。何が起るかわからないものを一律に行うことに不安がありまる。	1	
295	p 1 5	学校現場では、薬に頼らない保健教育を推進しているため、「学校において集団フッ化物洗口」による虫歯予防は行うべきではない。	2	
296	(2)現状と課題	学校現場では、薬品に頼らない保健教育が適しているため、学校において「集団フッ素化物流口」による虫歯予防は行うべきではない。	1	
297	p 1 7	薬に頼らない指導をしていく。薬自体が悪いわけではないが、学校現場に取り入れると様々な問題がでてくる。	1	
298	(3)施策の方向性	これまでと同様に薬に頼ることのない虫歯予防が望ましい。学校においては、薬品を用いることをせず、家庭の判断で行うようにしていただきたい。	1	
299	【フッ化物応用に	学校では、薬に頼らない歯科保健教育を推進し、子どもたちも毎日、給食後の歯磨きを頑張っていると聞いています。様々な体質をもつ子どもたちがいます。予防接種と同様、フッ化物応用に関しても保護者の責任のもと歯科医で行なっていただくことがより安全と考えます。学校への導入は避けるべきです。ご検討よろしく申し上げます。	1	
300	関する意見】	フッ化物応用に関しては、保護者の責任のもと、かかりつけ医で行うのが良いと思えます。学校で行っている歯磨き指導で虫歯も減っています。薬に頼らない教育を推進してほしいです。よろしくおねがいします。	1	
301		フッ素の効果については十分承知しており、歯と口腔の健康づくりにおいては必要になるものだと思います。しかし学校保健教育としては、フッ素などの薬に頼らずとも、歯磨きや定期的な歯科医の診察などを勧めながら、個別に対応していく必要があること、また多様な児童生徒がいる中で、個々の児童生徒と保護者の意思も尊重していく指導をしていくことが必要になってくるとおもわれます。	1	
302		歯科検診の結果、むし歯の保有者は年々減少しています。学校では薬物に頼らず、歯科保健指導を行うことでむし歯保有者を減少させてきました。学校現場は教育の場であり、医療現場ではありません。今後も、教育でむし歯を減少させていきます。	1	
303		フッ素が危険というわけではないが、薬に頼らない指導をしていく必要があると考えます。	1	
304		学校は教育の場である。安易に薬品を使用するむし歯予防ではなく、自分自身で日々口腔内を観察したりブラッシングしたりして、口腔衛生に努める子どもを育てたい。	1	
305		学校において、集団フッ化物洗口を集団で行うことを反対します。学校生活の中で劇薬を使い、配慮しながら行うことは時間的にも物理的にも不可能です。また、責任を取ることが出来ません。よって反対です。	1	
306		教育現場に劇薬を導入すると教育の時間が奪われる。フッ素洗口には反対です。児童の安全が確保できなくなり本末転倒。	1	
307		学校でのフッ化物応用には課題があると思われま。劇薬の管理、アレルギー対応など、本来の業務に支障が出ることが予想され、学校ではなく保護者の責任において行われるべきであるという考えから、反対します	1	
308		フッ化物の扱いについては劇薬であり、薬剤師や医師がいない学校現場で行われることの無いよう配慮をお願いします。	1	
309		フッ化物洗口については、否定しませんが、フッ化ナトリウム等を含む医薬品が処方されるため副作用がともなうものを学校現場で行うことに問題があります。しっかりと歯科医の指導を受け、歯医者で効果的に受ければよいと考えます。	1	
310		劇薬の管理を、専門知識のない教員にさせることは大きな問題です。これだけ業務圧迫の中、現場職員がさらに大きな責任を負うことはできません。児童の安全な環境確保のためにも学校現場でのフッ化物洗口は絶対にやるべきではありません。各家庭で歯医者へ行く機会が増えていることや、実際に虫歯の児童が昔より減少していることから、それに逆行する動きは必要ないです。	1	
311		フッ化物洗口については、学校現場で集団で行うべきではない。大きな事故に繋がった際に責任を取りきれない。過去にも事故があったと聞いている。	1	
312		学校現場におけるフッ化物等薬品を扱うことについて危険だと感じる。小学生の誤飲も考えられることと学校職員が一斉にフッ化物についての指導を行うことが考えられるので、事故につながりかねないと思う。	1	
313		学校では、保健の授業で虫歯への指導をしています。また、普段から生活習慣への指導は欠かしていません。フッ化物洗口による虫歯予防は、子どもたちの体への影響が大きいものです。学校で取り扱い、大きな事故がおきてからでは、取り返しがつかないことになります。よって、学校のフッ化物洗口の導入は行うべきではないと思えます。	1	
314		フッ化物の利用はあくまで、『個人』『家庭』での使用にしてください。学校現場で行っている身延町の様子を聞き限り、いつ事故が起きてもおかしくないと思えます。児童生徒の健康を脅かしてませんか？それをどうしても導入したいという意見には何か裏があるのでと勘ぐってしまいます。安全性を向上させつつフッ化物を利用するのであれば、家庭で親が目の前で使用する方が確実ではないですか？繰り返しますが、『個人』の考えで『家庭』で行ってください。学校現場で行うなら、すべての小中学校・特別支援学校に医療従事者を複数名配置し、その人にすべての作業をしていただけるよう予算的措置、人的確保をお願いします。良識ある判断を期待しています。	1	
315		安全と言われているフッ化物でも100%の安全が保証されているわけでもない。学校現場では、集団でフッ化物洗口が行われると考えると、もし何か起きた時に対応しきれない事態になりかねない。安全面の考慮からも学校でのフッ化物洗口の導入は課題があるとする。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
316		娘が中学生ですがフッ化物の学校での使用については、劇物で事故も起こっているときいており、心配です。学校における集団での使用には反対です。	1	
317		児童生徒のフッ化物洗口に大反対です。 ・教職員の多忙化につながるため。管理に時間がかかる。事故が起きたら誰が責任を取るのか。 ・フッ化物については様々な議論がなされており、フッ化物の危険性も排除できないため。	1	
318		ただでさえ毎日忙しい学校現場です。もしフッ化物応用が導入されれば、昼休みが制限され、また、アレルギー等の子供の安全が心配され、劇薬の管理に神経をすり減らすことになりかねません。もしなにかあれば責任は学校という自体にもなりかねません。こういった課題が考えられることから学校でのフッ化物応用については反対です。	1	
319		学校で給食後にフッ素でうがいとありますが、希釈ミスやアレルギーの問題、担任の仕事増加など、解決しなければいけない課題が多いと思います。よって、この施策には反対です。	1	
320		学校内で薬品を希釈するなど、管理も時間もかかることから反対します。間違えて飲み込む恐れあり、教員が責任を持つことが難しいです。	1	
321		教職員の立場で、集団で薬を使う際に、何かあった時の対応と責任を取るのが難しいと考えているので、この件については反対である。	1	
322		教育関係者にフッ化物応用を働きかけるとあるが、これは各家庭や保護者に対して、個人個人が取り組むよう知らせたり呼びかけたりするのであれば問題ないと思う。しかし、もし学校でフッ化物応用を実施するというのであれば、反対する。フッ素は扱い方を間違えると、人体に悪影響を及ぼす薬であると認識している。このようなものを、教員に扱わせ、子供の口の中に入れるのであれば、事故に繋がるのは明白である。子供たちが虫歯にならないために、危険な薬品を薄めたものを入れることが、子供たちの幸せには繋がらない。未来ある子供たちには、生涯を通して歯磨きによる歯の健康が進められる呼びかけを是非してもらいたい。	1	
323		学校現場に、教員が児童に対してフッ化物洗口を指導、支援できるようにするための内容になっていますが、学校で一律に児童全員を対象に、薬物を用いて行うことはよくない。フッ化物洗口は、各家庭保護者の責任において個人が実施すれば良い。事故が起きてしまう可能性がある。学校の多忙化につながる。学校教育でこれまで実施してきた口腔衛生指導で充分。	1	
324		フッ化物の効果について、科学的な根拠があるかもしれないが、学校で行うことには賛成できない。現在、養護教諭は多様な職務がありその職務に加えてフッ化消毒が加わると多忙化につながる恐れがある。また、誤った濃度を子供に提供した場合の責任問題に発展しかねない。フッ化消毒は、学校で一斉に行うのではなく、必要があれば家庭で行うべきである。	1	
325		学校現場は、教育を行う場であり、医療行為につながる、フッ化物洗口は教職員の業務ではないと考えます。また多忙化の中で、フッ化物洗口の準備や実施を行うことは事故につながる恐れがあり安全を確保できません。学校での集団フッ化物洗口の実施には課題があると考えます。	1	
326		学校全体で、フッカ物応用に取り組むと、児童が飲み込んでしまったりと少なからず事故があるかと思えます。また、担任の立場としてフッカ物を全員に安全に使用させるのは厳しいかと思えます。	1	
327		学校でのフッ素使用は、その危険性を考えると、賛成できない。取り扱いに厳重な注意が必要な薬品を毎日注意しながら扱うのは難しい。最近の教育現場を顧みるに、一瞬目を離した際にトラブル(取っ組み合いなどの暴力行為含む)が起きるような状況も多く経験しているので、そんな中取り扱いに厳重な注意が必要な薬品を使って間違いがあったら…と思うとぞっとする。虫歯予防には他のもっと安全な方法もあるのだから、わざわざフッ素を使う必要性を感じない。フッ素を使いたいならば、保護者が行うのが一番よいと考える。	1	
328		子どもの誤飲や、休み時間の実施などいくつか課題があるため、慎重に検討してほしい。	1	
329	p 1 5	他県では、学校において、集団フッ化物洗口における希釈ミスによる事故等が報告されています。フッ化物を否定するものではありませんが、学校教育の中で、行うことは、安全管理の面からも責任や不安を感じます。学校での、集団フッ化物洗口は行わないことを要望します。	1	
330	(2)現状と課題	フッ化物を導入した場合に、子どもに万が一のことがあった場合に責任が取れない。	1	
331	p 1 7	学校は児童の教育をするところであり、治療をするところではありません。フッ化物による児童の健康被害があった場合、責任は誰がとるのでしょうか？学校でやるべきことではないと思います。	1	
332	(3)施策の方向性	フッ化物がむし歯予防に効果があることは間違いないが、学校で実施するのは不安があります。口の中に入れる物だし、溶液の作成や保管について、何かあった時に責任は誰がとるのでしょうか？フッ化物応用は学校でなく、各家庭で行うでよいのではないのでしょうか。	1	
333	【フッ化物応用に 関する意見】	学齢期の子どもにフッ化物等を用いた対応はやめてほしい。フッ化物は希釈ミスなどがあると、健康被害も考えられ学校で責任は負えない。それよりも、コロナ禍でできない時期もあった歯磨きの習慣を徹底させる方が有意義である。	1	
334		児童にフッ化物を使う指示を出すのは担任教師で、用意するのは養護教諭であると思うが、医薬品の専門家でもない者が指示をしたりするのはいかがなものかと思う。単に口をゆすがせるだけのこともかもしれないが、誤飲してしまったり、目などに入ったりなどのトラブルが起こり得ると思うし、そうなった場合の責任を誰が取るのか、という問題もあると思う。	1	
335		P17(3)なぜフッ化物を学校でしなければいけないのですか？それだけでなく多忙を極め多岐にわたる対応を毎日迫られている学校に薬品を扱うようなリスクを負わせる理由がわかりません。薬物を扱うなかで何かあった時誰が責任を負うのですか？少なくとも学校現場は合意しかねると思えます	1	
336		教育現場ではすべきではない。危険がともなう取組には責任がもたない。	1	
337		学校では、歯磨きや歯科保健指導で、う歯の予防に効果をあげています。フッ化物洗口は、個人の判断で、必要時、歯科医院で行うものです。学校で集団で行うことは、児童生徒の安全性の面からも、多忙な教職員の身体的・心理的・時間的負担の面からも、絶対あってはなりません。学校での集団フッ化物洗口に強く反対します。	1	
338		フッ化物を使用した場合、教員現場への負担が強くなり、安全の確保に対する強い疑念が残る。反対である。	1	
339		教育現場の負担が高いため反対です。	1	
340		教育現場で働く者です。フッ化物洗口を学校で行うということについて反対です。理由は、教育現場に余裕がないことです。給食の時間を想像してください。アレルギー対応、食事マナーの指導、あまっている食材の盛り付け、おかわりの対応、こぼした児童への対応、食べるのに時間がかかる子への支援、片付け指導、歯磨き指導等、指導内容は多岐に渡ります。さらに教員は自分の分の給食は素早く食べ、作った時間で宿題の丸つけやノート指導に当たります。そのような中、家庭によって希望者が異なるフッ化物洗口への対応、薬品の取扱、コップの洗浄等更なる業務を行うことは相当に厳しいと感じます。フッ化物洗口については、各家庭内で対応していくことでよいのではと考えます。ご一考お願いします。	1	
341		学校におけるフッ化物応用の活用に反対です。資料を見る限り、子どもの口腔内の健康に課題があることは理解できました。フッ化物による効果も理解できます。ただ、学校現場においてフッ化物を使用する事には問題も多いと思います。フッ化物は毒物であり、飲み込んでしまった場合には人体への影響も懸念されます。そのような対応を学校に求めることは難しいのではないのでしょうか。子どもなので誤って飲み込んでしまう事もあると思います。また、学校の先生たちは多忙な業務に加え、子どもたちへの対応もあり、学校現場は大変です。そのうえ更なる対応を求めるのは難しいと思います。フッ化物応用は各家庭の判断の上で、各家庭の意思で行うことが望ましいのではないのでしょうか。	1	
342		学校関係者が実施するのは反対です。多忙化が社会問題化して、学校の負担を軽減することが喫緊の課題になっています。これ以上、学校が役割を抱えるのは難しいです。	1	
343		学校での集団フッ化物洗口は教職員、児童の精神的にも肉体的にも負担につながるかと思えます。現在も給食から昼休みの間が慌ただしく動いている中で導入してしまうと子どもの休み時間すら確保できなくなってしまいます。また、教職員も目を離さずに指導することが求められ、準備や片付けなどの負担もかなり大きくなってしまおうと考えます。以上の点から学校での集団フッ化物洗口の導入には反対です。	1	
344		学校現場では歯磨き指導もしており、それで十分だと考える。学校現場は大変忙しいし、様々な児童がいる中で、これ以上、忙しくなったり、フッ化物の管理などを行うのは大変厳しい。関心のある家庭はご家庭で行なっていただければ良いことで、学校で一斉に行う必要はないと思う。強く反対する。	1	
345		フッ化物洗口を学校に取り入れるのは反対。フッ化物洗口は危険が伴う。教職員の手が足りない、成り手不足が叫ばれている中、新たな取り組みを学校に入れるのはどうなのだろうか。業務改善で文書半減プロジェクトという大変良い取り組みをしているのに、新たなしかも危険が伴うフッ化物洗口を導入するのであれば、何のために業務改善と謳っているのか分からなくなる。学齢期には歯周病が課題とあるので、歯磨きをしっかりさせることのほうが良いのではないかと。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
346		フッ化物洗口には強く反対します。学校での歯科指導は歯磨きだけで十分です。正しい歯磨きの仕方についてまずは指導するべきであり、それで虫歯は防ぐことができます。フッ化物洗口はご家庭で行うべき物です。また、教員不足で人手が足りない中、劇薬であるフッ素の管理はヒューマンエラーが起こりかねず、危険です。保護者の監督責任のもと行われるべきです。	1	
347		学校現場では、教員が足りず、フッ化物洗口をしている十分な時間はありません。また、何かあった際には、学校での責任になり、安全を守るためにも導入には強く反対します。学校では正しい歯磨きを教えることで十分な効果を得ることができます。教職員の負担を増やさないためにも、導入はやめていただきたいと思います。	1	
348		教職員のフッ素洗口の実施には人数が足りないことと しっかりできたとの確認もわかりにくいこと、これで大丈夫だと思われても困るなどと思いますなので反対です	1	
349		学校では、保健教育の一環として、歯磨き指導を行うことによって、虫歯の予防ができています。「集団フッ化物洗口」を実施することによる薬品の管理や準備の負担、そして何より薬品を使うことによる児童への危険性など、児童にとっても教員にとってもデメリットが大きいと感るので、導入には反対である。	1	
350		歯科疾患予防のための普及啓発は大切なことであり、学校教育では養護教諭を中心にすすめている。()内に「歯科口腔保健に関する知識の普及啓発」とあるように、保健教育で知識を普及させればよいことであり、教員がフッ化物洗口実施に関わる必要はない。フッ化物の過剰摂取で副作用があるものを溶解、希釈させたり、実施者の間違いが起こらないように確認させたりするのは、多忙化が叫ばれている教員の業務外の仕事となる。本計画を根拠に、学校現場での教職員が関わったフッ化物洗口実施を行うことはやめていただきたい。	1	
351		学校でのフッ化物洗口は、危険を伴い、多忙化にもつながらため行うべきではない。	1	
352		多忙化に繋がることはやめてください。	1	
353		フッ化物を学校現場で扱う安全面と負担を危惧します。	1	
354		学校での児童生徒における集団フッ化物洗口について意見を述べさせてください。小学校で教員をしておりますが、集団でのフッ化物洗口は教員の負担が大きすぎます。その日の体調管理や確認から、フッ化物を飲み込まないようにする指導、さらには実施後30分飲食厳禁であることの見守り等、何から何まで学校でやるには安全が保障されないこと、何か児童や生徒にあってからでは遅いと思います。事前に教員へ指導や周知があったとしても、児童生徒へのフッ化物洗口を集団で取り組むには不安と負担が大きすぎます。これらの考えから学校での集団のフッ化物洗口はやめていただきたいです。それは子供達のことを良く知る、保護者が責任を持って行うことだと思います。	1	
355		フッ化物洗口は学校で行う必要はない。ただでさえ時間がないと言われている学校の時間の中で行うことは子ども、教職員の負担以外のなにものでもない。また、事故が起こる危険性があるものを学校が行う必要はない。各家庭の管理のもと保護者が行うことが望ましい。	1	
356		学校現場はご存じの通り、非常に多忙です。特に給食前後は、現在でもアレルギー対応、歯磨き指導、嘔吐などの緊急対応、清掃指導があり、フッ化物という薬剤の使用を安全に行う余裕は全くありません。食後30分も飲食ができなくなると、熱中症対策にも不安が大きくなります。さらに、仮に使用した場合、誤飲による体調不良などの責任は、誰が取るのでしょうか。学校現場に各クラス1名以上のフッ化物応用の専門職員を配置し、誤飲などの責任を全て負い、かつ担任含めた学校職員に一切の手伝いを求めない、清掃時間や授業時間、子どもたちの休み時間を削らないのであれば、検討の余地は残されると思います。学校現場では、歯磨き指導を行っています。そうした基本的な指導で、虫歯予防に取り組んでいくのが、最も最適な活動であると考えます。	1	
357		フッ化物洗口を学校現場に持ち込むのはやめてください。多忙な上安全性の確保は保証できません。薬物を使わずとも歯と口の健康づくりは保健教育の基本であり行うことができます	1	
358	p 1 5	フッ化物応用によるむし歯予防は個人での対応で行われるべきであると思います。学校では情報は発信しますが、学校での集団フッ化物先口の導入には、時間的にも、薬を使うことにも、課題があると思います。ぜひ、教職員の声を反映させた推進計画づくりをお願いします。	1	
359	(2)現状と課題 p 1 7	「フッ化物応用に取り組めるように教育関係者…働きかけるとともに」とあるが、ただでさえ過労死ラインを越えていると言われている教育現場で薬品の取り扱いも危惧される新たな取り組みを勤めるかのような書き方をみて、昨今の働き方改革に逆行しており疑問を覚えます。そうでないのであれば、誤解を生むことのないよう、教育現場でのフッ化物の応用を推奨するという意味ではないと明記する必要があると思います。	1	
360	(3)施策の方向性	学校で行うには、教職員の負担が大き過ぎる。溶液の希釈や児童への指導などに大変時間がかかる。児童の安全面も担保するのは、難しい。フッ化物使用に関しては、個人で選択し、家庭で取り組むべきだと考える。	1	
361	【フッ化物応用に 関する意見】	フッ素自体が危険なものではないが、学校現場で歯磨き後の利用をする必要はないと思う。学校予算(税金)を使って購入する点も含め、フッ化物を教室や保健室で管理しなければならない点、医師・薬剤師がおらず、特に低学年?特別支援児童の誤飲時の対応をしなければならない点など、教職員の指導外業務が増加してしまう。	1	
362		学校で行うのではなく、幼少期からかかりつけの地域の歯科を定期的に受診して、安全に医療行為としてフッ素を使うことが適切であると考えます。さらに、現在学校現場が抱えている業務の多さは、教員のなり手不足の要因であり、早急に対策が求められています。フッ化物応用は、新たな学校現場の業務負担となり得る。また、人的不足は、薬品をあつかうリスクが高く安全性にも課題があると考えられます。	1	
363		子どもの健康のためと思う歯科医の方もいますが、「学校での集団フッ化物洗口」の文言が載ってしまうと、教職員の働き方にも、フッ素が必要でない子どもにも負担がかかります。	1	
364		学校でのフッ化物対応について学校で集団で行うことには、さまざまなリスクや業務内容として負担になる部分が大きくなるべきではないのではないかと思います。	1	
365		フッ化物を使つての虫歯予防は、家庭で行っていくべきことだと思う。学校現場での実施は不可能だと思う。薬品を扱うのだから、日常的に学校から与えるのは問題である。また実施に当たっては、準備や前後の指導など、教職員では手が回らないと思う。	1	
366		フッ化物洗口は児童に任せるわけにはいかない。30人以上を指導するのは時間的にも物理的にも大変なことである。学校教育としては、健康指導として伝えることは可能だが、現状の歯磨き指導でも手いっぱいなところである。	1	
367		学校での集団フッ化物洗口、導入について、心配しています。 ①フッ素は劇薬のため、取り扱いに大きな不安が伴います。教職員はドクターではありません。薄めた段階になれば医療行為にならない、という方法もおかしいと感じます。既に実施している学校でも、ミスなどの事故が起きています。大変怖いことです。 ②忙しい学校現場で、さらに忙しさを増さなければならない理由が理解できません。家庭ですべきことは、家庭でしてほしいです。また、フッ素を口にしたらあと、30分は飲んだりできない、というしほりも、徹底するのは、大変難しいと感じます。働き方改革の観点からも賛成できません。 ③そもそも特定の薬物を学校で子どもに取らせる必要があるのでしょうか。虫歯の数は減ってきています。しっかり歯磨きをするよう指導するのが先では無いでしょうか。	1	
368		フッ化物の応用について、情報提供を行い実施するとありますが、学校で希望者に実施することを考えると、担任が40人程の児童の実施の有無や健康状態を把握し、医薬品の準備と実施を行うことは、難しいように思います。本来児童に対して医薬品を扱う立場でない教諭が、多くの児童を見ながら実施することは安全性が問われるように思います。	1	
369		フッ化物洗口を教育現場に任せるのは、教員の業務の増加に繋がり、通常業務の妨げとなります。異常があったときの対応、責任も教員にかかるのは、大きな負担です。学校にフッ化物洗口を持ち込まないことを強く要望します。	1	
370		安全性に対し疑問がある。たとえ効果があるとしても、その効果をあげるためには、相当な労力を要する。これ以上、学校現場に負担を強いるべきでない。	1	
371		薬品の管理や担任の負担が大きい	1	
372		これ以上、学校の負担を増やさないでほしい。個人の判断で各家庭でやるべきだと思う。	1	
373		フッ化物洗口の有用性はあると思いますが、学校現場に導入するとすると、担任や養護教諭に新たに負担を課することになります。ただでさえ、学校業務が多忙な現場に導入することは拙速だと感じます。補助金などを導入し、各家庭で対応するべきだと思います。	1	
374		学校現場での実施については慎重にならなければならない。現場の労働環境をさらに悪化させることになってはならないと思う。	1	
375		フッ化物を使つての虫歯予防は家庭で行うことで、学校で一斉に行う必要はない。多忙化解消が叫ばれている今、家庭でできることをあえて学校で一斉に実施することに強く違和感を感じる。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
376		フッ素洗口実施後は水分補給もできないと聞きます。教職員のなり手がいないと言う新聞報道がありました。安全に実施することが求められる学校現場に入ることが進められてしまうと、多忙化解消の動きと反対の方向に向かうのではないかと懸念があります。よく検討すべき内容だと思いました。	1	
377		虫歯予防の目的であれば、保護者の責任で個別に行われるものであって、学校で集団洗口するべきものではない。フッ素のような劇薬を学校で保管し、洗口液をつくることに不安であり、疑問を持つ。忙しい学校現場で、集団洗口の時間をさくことは、教職員の多忙化解消に逆行している。児童生徒にとっても、集団洗口は多様化を認めている意識に逆行している	1	
378		予防接種も個人の責任でする時代に、また、学校の多忙化解消の時代に逆行していると思う。学校現場は忙しくて悲鳴だらけです。	1	
379		フッ化物の有用性は認めるが、現代では、様々なアレルギーや基礎疾患を持っている者が大勢のいるなか、集団に対して、同一のアプローチをすることの危険性を強く感じます。フッ化物応用は、あくまでも個人や、その保護者の考えで、個別に実施すべきものと考えます。	1	
380		子どもたちはさまざまな体質やアレルギー疾患をもっており、フッ化物洗口により、命に係わるような思わぬ症状を発症することが危惧されます。フッ化物洗口の医薬品添付書には「副作用」として「過敏性症状が現れたとの報告がある」と明記されています。また、文献も「アレルギーが疑われた症例報告」があり製薬会社や医薬品医療機器総合機構に対する口内炎・舌炎・下痢・異常感等の副作用が報告されています。フッ化物洗口を安全に行うためには、個人の状況に合わせ家庭の責任で実施すべきです。学校では、安易に薬品に頼ることなく、家庭や地域と連携し、「生きる力」をはぐくむことを目的とした保健教育を充実させることが重要だと考えます。	2	
381		子ども達の様々な体質(アレルギー疾患)等によっては、命に関わる思わぬ症状が発症することが危惧され、学校の安全管理が問われるため、医薬品を用いた学校での集団フッ化物洗口はしないことを要望します。	1	
382		学校現場にフッ化物洗口を導入することが検討されているのであれば、それはやめていただきたいです。アレルギー対応など、以前よりも児童生徒の安全に配慮しなければならないことが増えていること、学校によっては教員の定数が足りない状況にあること等、これ以上の業務を増やすことは現実的ではないと思います。教師は危険を伴う薬品を扱う専門家ではありません。子どもたちの歯と口の健康を保つのであれば、しっかりと安全が担保された状況で実施、例えば歯科医院で歯のチェックが受けられるチケットを配布する等の方法を検討していただきたいです。	1	
383		現在学校ではアレルギー等の問題もあり、適切な医療診断を得ないまま、経口薬を取り扱う環境にはありません。子どもたちの安心安全を第一に教育を行う場所であり、フッ化物洗口においては各家庭の責任の元で行うことが安心して安全に健康づくりを進めてゆく事だと強く思います。薬品を取り扱うにあたり、担任、養護教諭等複数の目で配慮してゆきながら学校が試行していった場合でも、忙しい毎日の現状の中、無理は重なり、いつか必ず事故は起きて来る事と予想されます。学校現場での集団フッ化物洗口は断固として下ろすべきでは無いと考えます。	1	
384		フッ化物応用は、アレルギー等も心配です。子どもたちの安全のためにも、学校への導入は避けていただきたいです。よろしくお願いします。	1	
385		虫歯予防として期待されるフッ化物の利用は、専門の知識をもった意思が責任をもって行われるべきものであると考える。よって、学校を対象として、行っていくべきものでは無いと考える。	1	
386		フッ化物を学校で行うことを進めようとしているところが課題である歯科校医の助言のもと、一人一人の子どもに合った治療をしていく必要がある。また、学校では歯科校医と連携を図り、作らないための丁寧な歯磨きの仕方や定期的な医療受診のすすめなどを行なっていくことで、生涯の土台づくりをしていく必要がある	1	
387		学校で一斉にフッ化物洗口を行うことは危険であり、不必要であると思います。保護者が判断し、専門的な技術のある機関で行うべきです。	1	
388		フッ化物応用について、学校関係者が推進するのではなく、歯科医師を通じて広めていくべきだと思います。	1	
389		フッ化物取り組みは、専門知識のない教員が行うべきではないと考えます。学校では給食を食べているので食後の歯磨きをしていますが、それ以上の指導は保護者がいる時に専門機関で行うべきです。	1	
390	p 1 5	子供へのフッ化物使用は、保護者判断のもと、かかりつけ医が行うべきものであると思います。医療知識のない学校職員が安易に取り扱うべきものではないと思います。	1	
391	(2)現状と課題 p 1 7	児童生徒のむし歯の本数等は年々減少しています。これも学校における歯科保健教育の成果だと思います。フッ化物応用については、歯科医の指導のもと歯科医で行われるのが理想です。子どもたちの口腔状況はそれぞれです。専門医の指導のもとケアすることが大切です。	1	
392	(3)施策の方向性	学齢期の部分で、フッ化物応用について、「教育関係者に働きかける」や「実施するよう周知」のような文言があります。フッ化物応用は、保護者が子どもの体調や口腔の様子を相談しながら歯科医院で実施してもらうのが望ましいです。教育現場では、はみがき指導や食育を通して、ブラッシングなどの基本的な方法を身につけさせることが、むし歯予防や成人期以降の歯肉炎や歯周炎を減少にもつなげると考えます。	1	
393	【フッ化物応用に 関する意見】	学校現場では、歯磨き指導を行っている現状がある。フッ化物の利用は専門家の指導の下で行うべきであり、教員が行うことで児童生徒に万が一のことがあってはならないという観点から、教育現場への導入は行うべきではないと考えます。	1	
394		むし歯予防としてフッ化物を使うことは、保護者の責任で、専門家である歯科医師がするべきだと思います。学校でフッ化物を使うことになれば、教員が扱うことになると思います。しかし、教員は薬品を扱う専門家ではありません。他県では事故もあったと聞きました。専門家ではない教員がフッ化物を扱うことに不安がありますし、もし何か事故があったとき、専門家ではない教員に責任がかかってしまうのはよくないと思います。学校では、歯みがき指導や食育などの視点で、口腔の健康づくりをしてもらえればと思います。	1	
395		専門的な知識、技能がある方が実施するのであればともかく、教職員がその業務にあたることのリスクの高さを危惧します。	1	
396		健康格差の縮小は、親の意識が一番大きい。親が口腔の健康に関心を持つために必要な事は何なのか。フッ化物を学校で使う事ではないのでは？フッ素洗口後は、水が飲めないときく。教職員の成田がいないと、報道されていたが、安全が守られるべき学校で行う事になると、多忙化に拍車がかかり、ますます、なら手不足にならないか。よく検討すべきだと思う。	1	
397		フッ素化合物を使つての虫歯予防は、学校現場で行うものではなく、家庭で行うべきことだと考えます。学校現場の多忙化にもつながること、フッ素洗口実施後は水分補給ができないことなども考えると、本計画は検討すべき余地があるのではないかと考えます。	1	
398		学校において、フッ化物を利用することは大変危険だと考えます。フッ化物洗口後は時間が経つまで水も飲めないもので、子どもたちにとっても大変負担となります。また、学校現場で行うということは、教員の負担も増えます。フッ化物の利用は、学校ではなく、医療機関や保護者の管理下で行われるべきです。	1	
399		フッ化物応用について、学校への協力を働きかけるとありますが、学校現場において、数十名の児童生徒にフッ化物を用意するような時間的な余裕があるのでしょうか、それを安全に使用することが果たしてできるのでしょうか。1人の担任教師が、30名の児童生徒に対してフッ化物を飲み込まないように徹底することは現実不可能です。使用後30分水分補給もできないそうですが、特に夏場の子どもたちに水分補給をさせないようにすることは不可能です。万が一、事故が起きたときの責任は誰が負うのでしょうか。そう考えると、学校でのフッ化物応用は先生も親も不安ばかりです。必要があれば、保護者が歯科医の指示のもと行うべきです。	1	
400		学校として、むし歯予防は歯磨きをすることや規則正しい生活リズムで過ごすこと等を指導しており、むし歯ができた場合も早期受診を勧めています。学校でのフッ化物応用は、推奨していないため削除していただきたいです。	1	
401		学校での集団フッ化物洗口は、さまざまな子どもがいる学校で一斉にやることは、大きな危険や間違いを伴いがちです。丁寧な歯磨きを習慣化することのほうが、今後の自己管理能力の向上につながるものだと思います。	1	
402		学校現場において、集団でのフッ化物洗口を導入することには大きな抵抗を感じます。学校では、日々の歯みがき指導や食育などの保育教育を実施しています。	1	
403		むし歯予防のためのフッ化物応用は個人の判断で行うべきことだと思います。高校生のむし歯罹患率を下げるためには、義務教育学校で行われている歯みがき指導を充実させることが大事なのではないでしょうか。学校への安易な集団フッ化物洗口導入は、歯みがきがしっかり出来ない子を育てることにつながると考えます。	1	
404		歯科保健を推進していただき、ありがとうございます。壮年期になり、歯周疾患で受診しています。正しい歯みがきと定期受診の大切さを感じます。学校等でフッ化物によるむし歯予防を推進するのではなく、正しいブラッシング技術や食べ物についての知識を得る事が大切だと思います。	1	
405		今児童生徒の口腔内の健康課題として虫歯よりも歯垢の付着や歯肉炎が問題だと思います。歯垢の付着や歯肉炎はブラッシングによる除去が重要です。フッ化物応用に取り組む前に、ブラッシングの重要性を念頭にすべきだと思います。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
406		子どもたちの歯の健康を守るためには、フッ化物などの薬品を使用してではなく、歯磨き指導の充実を図るなどの健康教育が大切だと思います。歯質が心配なお子さんについては、保護者のが歯科医に相談してフッ素塗布などを行う個別指導が必要だと思います。厚生労働省などがかりつけ医を持つことを推奨していますので、県でもぜひ、かかりつけ歯科医を持つことを推奨していただき、歯の定期検診などを勧める政策をお願いいたします。	1	
407		学校では歯磨き指導に力を入れて指導しており、養護教諭と連携しながら、虫歯の予防に努めています。ふっ化物応用は、より専門的な知識が必要になり、一人一人の児童、生徒に応じた配慮をしなければなりません。集団での使用はなるべく避けたいです。よろしくお願い致します。	1	
408		日々の歯磨き指導や食育などの保健教育でまかなっていくことであり、学校でするべきではない。学校で集団を対象に行うべきものではない。	1	
409		健康格差の縮小を図るのであれば、フッ化物洗口の無料化や、イベントの実施、広報などに十分予算を使ってほしい。間違っても学校や保育園などでの集団洗口導入はやめてほしい。(保育園は保育の場、学校は教育の場であり、薬剤を用いた健康問題の解決の場ではないということを含えてほしい)	1	
410		口腔衛生、とりわけ虫歯予防に関してフッ化物が効果的であることは理解している。しかし、健康格差縮小のため、学校で一斉にフッ化物洗口を行うとなると、薬物を素人の教員が取り扱うことになり、児童生徒の安全を著しく脅かすことになる。そうならないように施策を進めていただきたい。	1	
411		家庭の経済力や文化資本の大小により、子どもの学力・教養・運動能力・非認知能力など様々な面で格差が生まれている昨今、健康格差の解消という理念には大いに賛同します。家庭だけの力では子どもが救われない今の世の中で、学校がその助けになることは学校に勤める身として望むところでもあります。しかしながら、既にご承知の通り学校現場も限界を迎えております。家庭が子どもを守りきれないように、学校も子どもを担い切れない現状があるのです。学校でのフッ化物応用により子どもの虫歯予防、健康格差解消に繋がることは喜ばしいことですが、それが教職員の努力に依存した、現場に丸投げの労働条件悪化を招く元凶となることはあってはなりません。子どものためというお題目のもとあらゆる過重労働が強要されてきた学校現場に、更なる負担を上乗せするのは絶対にやめていただきたいと思います。学校現場でフッ化物を用いた取り組みを行うのであれば、他都道府県の取り組みを参考にしつつ簡潔で明瞭な運用マニュアルを配布し、必要な物品を公費負担にて整備できるよう手配し、実際に管理運用を行う教職員が無理なく適切に業務をこなせるよう、他業務の削減や人手不足解消を果たしてからでないと到底受け入れることはできません。子どものためを思えばこそ、子どもを支える学校現場をまず整えていただくことが不可欠です。どうか現場の実態を正しく把握した上で、真に子どものためになる方策を実現していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。	1	
412		学校でフッ化物応用に取り組めるようにする必要は無いし、それについての情報提供は、学校関係者としてではなく、一個人として知ることができれば充分である。学校は集団フッ化物洗口をする場所ではない。各家庭で判断して行われるべきことである。学校での集団フッ化物洗口を断固反対する。	1	
413		反対の立場で意見を述べさせていただきます。多忙化、人員不足に悩まされている学校現場の中で、フッ化物応用を推奨と言われても対応に困難が生じるのは明確です。また、教員がフッ化物を扱うことに対しても疑問の念が拭えません。学校現場の中での応用ではなく、家庭への啓発を促す等でお願ひしたいです。	1	
414		学校で取り組むことに反対。専門的な知識と技術が必要な行為を学校で行うのは全く持って理解ができない。計画案には「情報提供、支援を行う」と記載があるので学校から歯科医へ受診するように声かけを行うのみにすべき。	1	
415		学校でのフッ化物は絶対にやめてください。学校では薬に頼らない健康教育をしてほしいです。フッ化物は医療費助成があり無料なので家庭で歯医者さんでやるのが一番です	1	
416		フッ化物応用は学校でやるべき物ではなく、各家庭で医療費無料の現状もあるため、各家庭で行うべきものとする。学校では薬を使用せず保健教育にとりくむのがよい。	1	
417	p 1 5 (2)現状と課題	フッ化物応用の推奨について、学校関係者が関わる旨記載されている。学校での集団実施を念頭に置いたものとする。人体に害の可能性があるものを、医師の直接的な指導なしに学校で集団的に使用することに強く反対する。使用の意志ある家庭が、医師の指導を受けて行うものである。学校で行うものではない。	1	
418	p 1 7 (3)施策の方向性	虫歯予防にフッ化物の応用については、ある程度の効果があることは承知しておりますが、児童生徒に対して学校で使用することには、大きな問題があり、反対です。理由としては、1 フッ化物の安全性 2 学校の多忙化 3 劇薬の管理 などが考えられます。あくまで個人や家庭の意思で、希望者はみずからの医療機関等で受けるべきではないでしょうか。	1	
419		大切な対策だと思いますが、個別に家庭で取り組む課題のため、各ご家庭で行う方向性をお願いします。医療従事者以外が劇物を取り扱うことは、子どもたちの安全も保証できないため、反対します。	1	
420	【フッ化物応用に 関する意見】	学校での集団フッ化物洗口について、反対です。フッ化物洗口は家などで保護者の責任のもと行われるべきであり、学校で教員が行うことに強い違和感を覚えます。また、フッ化物洗口を学校で行うことになれば、現状でも多忙化が叫ばれている学校現場に、さらなる負担を強いることになると思われます。この部分については再度検討をしていただきたいと思います。	1	
421		健康格差の縮小は保護者の意識の高低の影響が一番大きく、保護者の努力義務といえる。したがって、家庭で取り入れるよう推奨することは意義があると思う。しかし、学校現場でフッ化物洗口を積極的に行うのは筋違いではないかと思う。本来保護者が行うべき義務を、何でもかんでも「子どものため」「家庭の教育力に差があるから」などと言って学校関係者に課するのは外れだと思う。健康被害が出る可能性がある業務を、これ以上学校に持ち込まないでいただきたい。	1	
422		導入に反対です。学校生活の中では、歯磨きだけで十分だと思うので、正しい歯磨きの指導をすることの方が大事だと思う。また、アレルギー等、心配な子もいると思うので、家庭で必要なら対応すべきだと思う。	1	
423		フッ化物の応用は不要です。今や多くの歯磨き粉にフッ化物が含まれ、各家庭での裁量に任せるべきだと考えます。	1	
424		フッ化物を否定するものではありませんが、それは家庭の判断で行うものであり学校が行うものではありません。学校で行われることがないように強く望みます。	1	
425		フッ化物は各家庭の考えがあるものだと思うし、各家庭でやればよいことだと思います。わざわざ学校でやるべきことではないと思います。	1	
426		フッ化物応用は家庭での判断や対応が中心であり、学校内で取り組みが行われまいようお願いいたします。	1	
427		フッ化物洗口は各家庭で医師の指導の下行うものであり、学校現場に医療行為を持ち込むべきではない。	1	
428		学校で日々の業務に加え、フッ化物洗口を導入することは働き方改革や教員の休憩時間の確保に何らかの影響を及ぼすことが考えられるため、学校ではなく、家庭で推進すべき取り組みである。	1	
429		学校での集団フッ化物洗口は、危険を伴うので、保護者管理のもと各家庭で行うのが良いと思います。	1	
430		フッ化物応用は虫歯予防に効果的であることは承知していますが、各家庭の判断で、歯科医院で受けるべきものだと思います。よって、フッ化物応用に取り組めるよう教育関係者に情報提供および、実施することがないようお願いいたします。	1	
431		学校でのフッ化物洗口の導入は、養護教諭の過度な負担となるだけでなく、安全管理の難しい、大変リスクーな内容だと考えている。フッ化物洗口はあくまで家庭での取り組みであって学校で行うものではない。	1	
432		フッ化物を使って虫歯予防をすることは誤りではないし、保護者に情報提供を行うことも進めて構わないが、それを学校が行うのは、筋違いである。自治体の保健師などが、検診などの機会に保護者に向けて情報を届け、判断や実行は保護者や家庭が行うべきで、学校教育とは切り離していただきたい。	1	
433		小さい頃から、家庭でも歯磨きの重要性を教えています。学校においても同様で、養護教諭を中心に歯磨き指導を行っています。フッ化物の利用は、学校で行うものなののでしょうか？必要と感じた方は個人的に行えば良いのではないのでしょうか？先生方の負担も考えると、学校での導入は違うと感じています。	1	
434		フッ化物洗口での虫歯予防は、家庭でおこなっていくことだと思う。学校現場での実施は、時間的にも安全面でも負担であり、不可能に近いと考える。また、虫歯が多いのは乳幼児期だと書かれている。学齢期には、歯周病が課題だとある。フッ化物応用すべきはどの世代なのかよくわからない。歯周病はフッ化物で予防できるのかよくわからない。本当に危険をおかしてまで行うことだろうか。	1	
435		個人の自由でいいと思います。学校で強制的に行うと、クレームにつながってしまうことや、教員側の負担や責任が増すのは許せません。	1	
436		とありますが、多忙な学校の先生方の負担になるだけです。また色々な子がいる学校の中で実施するなんてことは危険で無理だと思います。親が歯医者さんに連れていくべきです。	1	
437		薬品を扱う免許がないこと。責任の所在も難しいこと。医療行為に等しいこと。これらを教員の采配で行うことは道理が通らないと考える。子供の安全を確保することを最優先するならば、それは家庭の判断において家庭にて行ってもらうことが望ましい。または病院で行ってもらいたい。	1	
438		フッ素は、学校で管理するものではなく、各家庭の考えで実施するものだと思います。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
439		集団で実施するには、薬品の管理・配布など担任の負担が大き過ぎる。間違えて飲んでしまったら、誰が責任をとるのか。なんでも学校に持ち込まないでほしい。家庭で取り組むべき内容だと考えます。	1	
440		学校では、集団を対象にして安全を確保できないため、家庭で取り組んでほしいです。	1	
441		学校で集団として行うのではなく、保護者の責任で行う形がいいのではないかと思います。大人数の子供がいる教育現場にそこまで持ち込まれてしまうと、目が足らず何かあった時に責任を取りきれません。	1	
442		学校でやるのではなく、家庭で責任をもって取り組むと誤飲の問題など安全面も解決できると思います。学校だと、多くの児童を見るので、全てを見守れるわけではないので危険性が高い。	1	
443		子どもに学校現場で行うには、様々なリスクがあると思うので、家庭でお願いしたい。薬品の管理や、子どもの誤飲なども一人一人気を付け、指導していくのは大変だと思う。	1	
444		学校教育の現場で集団で行うのではなく、家庭で意識づけ家族で口腔衛生に取り組むことが大切だと考えます。	1	
445		薬品を伴うものについては、学校ではなく家庭の判断で、個別に行うべきものであると考える。	1	
446		フッ素洗口を学校で行うことが必要か疑問です。口腔の健康づくりは大切なことだが、それは家庭で取り組むことであり、学校がすべきことではないと思います。	1	
447		フッカ物洗口は家庭で行うことであり、学校で取り組むべきものではない。	1	
448		フッ素化物をつかっでの虫歯予防は、家庭の考えで行っていくことだと思う。学校現場での集団洗口の実施は難しいと思う。	1	
449		歯科医では、虫歯予防にフッ素をぬり有効であることは、十分承知しています。しかし、それを学校で集団として行うことは大きな課題です。各家庭では、それぞれ考えがあり一律にすべきではないと考えます。日々の歯磨きでよいと思います。	1	
450		家庭で使用していただくことは全く問題ないが、学校現場では、歯磨き指導の取組で、安全に健康づくりをしていきたい	1	
451		忙しい学校現場で、その様な大事な事を安全に行う事は出来ない。低学年では間違えて飲んでしまう事もありうる。命に関わる事なので、各家庭で責任をもって行うべきだと思う。	1	
452		フッ化物の利用は学校で集団を対象に行うことは難しいと思います	1	
453		「フッ化物応用に取り組めるよう教育関係者に働きかけること」学校で集団で行うのではなく、個人で行うことだと思います。	1	
454		学校という場に集団でのフッ化物洗口を持ち込むのは良くないと思う。個人の判断でできるものでもある。	1	
455		フッ化物洗口について、個人で行う分にはよいが、集団で行う必要は無いと思います。	1	
456		学校では、食育、歯磨き指導を行なっているので、集団フッ化物洗口はいりません。	1	
457		親として自分の子どもが、学校においてフッ化物の使用をすることが疑問である。	1	
458		養護教員部の考えである虫歯予防としてフッ化物の利用は、学校で集団を対象に行うべきものでないと考えます。	1	
459		集団フッ化物洗口は安全のために行うべきではない	1	
460		フッ化物の応用は、むし歯予防の高いとは承知しています。しかし、フッ化物応用について学校で集団フッ化物洗口のように希望者とはいえ一斉に児童生徒へ実施する事はおかしいと思います。フッ化物応用は各家庭の判断で歯科医院で受けるものだと思います。よって推進計画に入っているこの施策を削除し、フッ化物の応用（フッ化物洗口）を学校現場で実施することがないようにしてもらいたいです。	1	
461		学校での集団を対象としたフッ化物をとりくむ必要は無いと考えます。日々の歯磨き指導で、虫歯を予防できています。	1	
462	p 1 5	P17 学校教育では、フッ化物洗口より歯磨き指導を推奨した方がよいと思います。	1	
463	(2)現状と課題	集団フッ化物洗口について学校で徹底されているので、個人の判断で大丈夫かと思います。	1	
464	p 1 7	むし歯予防としてのフッ化物の利用は個別に行うべきと考え、その大切さを周知した上で、個別に行えるようにしていくのがよいと考えます。	1	
465	(3)施策の方向性	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、学校で集団を対象に行うべきでない。	1	
466		虫歯予防としてのフッ化物の利用は、個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えています。	1	
467	【フッ化物応用に 関する意見】	学校でのフッ化物洗口が行われることのないようお願いします。	1	
468		学校での集団フッ化物洗口は危険を伴うので行うべきではない。	2	
469		学校での集団フッ化物洗口は、必要ありません。	1	
470		フッ化物によるむし歯予防は、個別に行われることで、安全安心につながります。個別の方法も多々あると思いますし、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えます。	1	
471		孫たちの学校で、フッ化物洗口が行われてしまうことはとても恐ろしく感じます。フッ素自体は歯にとってとても有効な物だと認識しています。しかし、ぜひ、フッ化物応用に関しては「学校」という言葉は載せないよう強く求めます。フッ素は歯科医院で使用していただきたいと思います。	1	
472		学校で集団のフッ化物洗口を導入することに関しては、様々な問題があり、要検討する必要があります。	1	
473		歯科医師などが、常に学校に在中しているわけでない中、学校での集団フッ化物洗口を導入することには課題があると考えます。	1	
474		フッ化物洗浄そのものは有効だと思われませんが、それは医療行為だと思われるので、学校で集団で行うべきことを越えているのではないかと思います。	1	
475		14.15.17ページにある学校現場で集団フッ化物洗口に絶対反対します。	1	
476		学校での集団フッ化物洗口を行うことに強く反対します。	1	
477		専門家ではない教員がフッ化物洗口を行うのには反対します。命に関わることですので、ぜひ歯科医にお願いしたいです。	1	
478		WHOでは、「推奨されない」とある。WHO的には禁止と言いたいのでしょうか。安全性がしっかりと確認ができているのかという面で不安が残るため反対である。	1	
479		学校で行う必要はないのではないかと。	1	
480		学校で集団を対象に行うべきではないと思います。	1	
481		学校現場では実施しないでほしいです。	1	
482		教員がするには薬品の取り扱い、生徒への指導が難しいと感じます。	1	
483		学校現場に取り入れるには、安全面の配慮などでまだ困難さがあると感じる。	1	
484		集団フッ科物洗口をすると負担が増えるのと、これを強制してほしくない。	1	
485		個人の問題なので学校でやるべきではありません。	1	
486		学校での集団フッ素化物洗口は、安全性に問題があるので、行うべきではないと思います。	1	
487		子どものかかりつけ医に聞いたところフッ素洗口は、希望すれば三千元ですが、毎日よく磨くほうが大切で有効といわれました。なので学校では不要です。	1	
488		学校では、フッ化ナトリウム洗口剤は規定の濃度になるよう作成することになり、調剤資格のない教職員が薬液の作成をして薬事に触れないのかという問題があるかと思います。他の自治体では昭和60年3月に示された「政府見解」の『学校の養護教諭がフッ化ナトリウムを含有する医薬品をその使用方法に従い、溶解、希釈する行為は、薬事法及び薬剤師法に抵触するものではない。』を根拠にしている場合もあるようですが、これだと作成者は『養護教諭』に限定されるのでしょうか。法的な根拠等を具体的に教えていただきたいです。	1	
489		今歯科で歯の治療でフッ素化物洗口をしてもらってます。時間がかかることと、歯科関係者でない難しい面もあるように感じます。今保健室は心の居場所でもあり、毎時間生徒が相談にきています。その中でさらに、フッ素化物洗口をお願いするのは難しいと感じています。今の保健室は心の居場所も兼ねて大変ということも考えてほしいと思います。	1	

No.	該当箇所	意見	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
490	p 1 5 (2)現状と課題 p 1 7 (3)施策の方向性	歯の喪失原因として、近年は、むし歯よりも歯周病が主な原因として挙げられています。私自身も歯科医院を受診した際に、フッ素塗布を勧められて実施しましたが、唾は吐き出してください、30分は飲食を控えてください等、制約も多く、負担が大きかったです。大人でも難しいことを子どもに強いるのはいかがなものかと思えます。むし歯よりも、歯周病予防の教育に重きをおいた方がよいのではと思います。むし歯がないからと安心して、歯周ケアをおろそかにして歯を失ったという話もよく聞かれます。歯周病予防教育の方が必要ではないでしょうか。また、むし歯の本数の多さはネグレクトといった虐待も反映されていると言われていま す。虐待対応からのアプローチも必要ではないでしょうか。	1	
491		十分な協議を行うことができるかが課題である。研修等を行う余裕があるのか。適切な情報を得られないまま使うことはリスクがあると感じる。	1	
492	【フッ化物応用に 関する意見】	フッ化物応用として、学校ではどのような取り組みができるのか。具体的な案があればイメージしやすいと感じました。フッ化物応用よりも、まずは歯磨きの習慣をつけた方がよいと感じます。昼食後の歯磨きの習慣がない学校もあるので、出来るところからやっていくと良いと思いました。	1	
493		歯と口の健康づくりは、日々の歯磨き指導などにより培われていくものであると考えます。	1	
494		学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯みがき指導や食育などの保健教育で培っていくものである。	6	
495	p 1 5 (2)現状と課題	虫歯や口腔衛生は日々の歯磨き指導や食教育で培われるものだと考える。	1	
496	p 1 7 (3)施策の方向性	日々の歯磨き指導や食育などの保健教育	1	
497		学校におけるむし歯予防や口の健康づくりは、毎日の歯みがきや食育などの保健教育で行っていくのがよいと思えます	1	
498		学校で歯みがきの仕方を孫が教わってきました。生涯歯を大切にしていく方法を学ぶことこそが、学校ですることだと思いました。	1	【記述済み】 歯科保健教育を通じて、正しい知識の普及啓発に努めます。
499		学校等の教育機関においては、歯みがき指導によってむし歯予防を進めて欲しいです。一生自分の歯で食べるためには、歯みがきの重要性を学びブラッシング技術を身につける事が大切だと思います。	1	
502		歯と口の健康について考え、正しい知識を持たせることは大切だが、歯科医師、歯科衛生士等と適切な情報提供や技術的、専門的な支援を行えばよいと考えます。	1	
500	p 1 7 (3)施策の方向性	成人期からの口腔の健康づくりに力を入れることが大事だと思う まず家庭で歯科医院においてむし歯だけでなく口腔の健康についてチェックしてもらうことが必要	1	【その他】
501		成人期から口腔の健康づくりに力を入れることが、子どもたちの口腔の健康格差の縮小の近道だと思われる。家庭で親がかかりつけの歯科医において虫歯だけでない口腔の健康チェックしてもらうことがいいのではない か。	1	成人期からの口腔の健康づくりにも力を入れていきます。
503	P 1 3 (3) 施策の方向性 P 2 1 (3) 施策の方向性	1つめの◆について、賛成です。 乳児期の歯科保健はとても重要であると思えます。公的な歯科検診以外に歯科検診や歯科保健指導を受けられるようにし、保護者の歯科保健への意識を高めることが大切であると思えます。「かかりつけ医」を持ち、定期検診、歯科保健指導、フッ化物応用の指導を受けることで、保護者の意識を高められ、子どもも歯科への関心が育てられ、生涯(成人、高齢者)にわたっての歯科保健教育につながると思えます。 P 2 1 1つめの◆について、賛成です。 働く世代における定期的な歯科健(検)診の機会を提供することは、歯科保健向上のために有効であると思えます。歯科検診を受けることで、自分の口の中の状況を把握でき、治療や指導を受けることもでき、むし歯や歯周病の健康への影響を再度認識でできる機会にもなると思えます。	1	【その他】 ご意見は今後の取組の参考とし計画の推進に取り組んでいきます。
504	p 3 【全体目標】	学校だけではなく、家庭でも歯磨きの仕方やフッ素の処置などを推進していく必要があると思えます。	1	【記述済み】
505	p 1 7 (3)施策の方向性	虫歯の予防になって良いと思えます。	1	フッ化物の応用をした、むし歯予防対策に取り組めます。
506	p 2 6 1.要介護高齢者等	要介護の親を歯科医院に連れて行くのが困難です。幸い、かかりつけの歯科医師が親切に、車椅子の介助等をしてくださり、なんとか受けられます。 デイサービスなどで、歯科検診が受けられたり、車椅子可能な歯科医院が増えるとありがたいです。	1	【その他】 県歯科医師会が実施している在宅歯科医療連携室において、在宅での歯科診療が可能な歯科医師、バリアフリー化されている歯科診療所を紹介しています。今後も県民への情報提供の充実を図ります。